

茅ヶ崎の環境

— 令和元年度環境保全報告 —



清水谷



令和3年1月
茅ヶ崎市

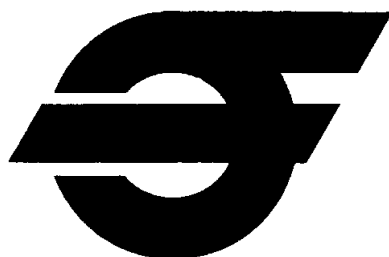
表紙写真

清水谷

市の北部丘陵の東側に位置する清水谷（しみずやと）は駒寄川の源流の一つで、湿地、樹林地、草地、斜面林が今もまとまって残されています。土地所有者の方々や市民団体の長年にわたるご協力により良好な自然環境が保たれており、多様な生きものが生息、生育しています。

(茅ヶ崎市ホームページより抜粋)

市 章



「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結をあらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。

(昭和32年10月1日制定)

市 民 憲 章

美しい海

きれいな空気

おだやかな四季

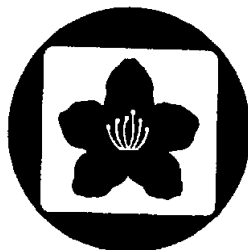
私たちはこのめぐまれた自然に感謝しながら、未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここに定めます。

1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日へ向って前進しましょう。

市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」
(昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」
(昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」
白地にネクタイといった
かわいい模様が特徴です。
(平成9年10月1日制定)

目 次

第1章 市勢の概要

1	位置と地勢	1
2	市街化区域と市街化調整区域	2
3	人口・世帯数	3
4	市の環境行政機構	4

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1	公害法令等制定状況	5
2	法令等に基づく本市の規制地域指定状況	5
3	法令等に基づく申請・届出	6

第3章 公害苦情発生状況

1	公害苦情件数の推移	10
2	用途地域別苦情件数	11
3	業種別苦情件数	12

第4章 公害の現況

1	大気汚染	13
2	水質汚濁	25
3	騒音・振動	38
4	地盤沈下	45

環境に関する用語の解説	49
-------------	----

◎令和元年度 広報記事一覧	55
---------------	----

第1章 市勢の概要

- 1 位置と地勢
- 2 市街化区域と市街化調整区域
- 3 人口・世帯数
- 4 市の環境行政機構

第1章 市勢の概要

1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度20分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmにおよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km²、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏17度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「海と太陽とみどりの中でひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めております。



2 市街化区域と市街化調整区域

用途地域別の面積とその割合

区域別	地域別	面積 (ha)	率 (%)
市街化区域	第1種低層住居専用地域	555.0	15.5
	第2種低層住居専用地域	5.3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	820.0	22.9
	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	380.0	10.6
	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9.7	0.3
	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27.0	0.8
	準工業地域	124.0	3.5
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	100.0	2.8
		小計	2,221.0
市街化調整区域		1,355.0	37.9
合計		3,576.0	100.0

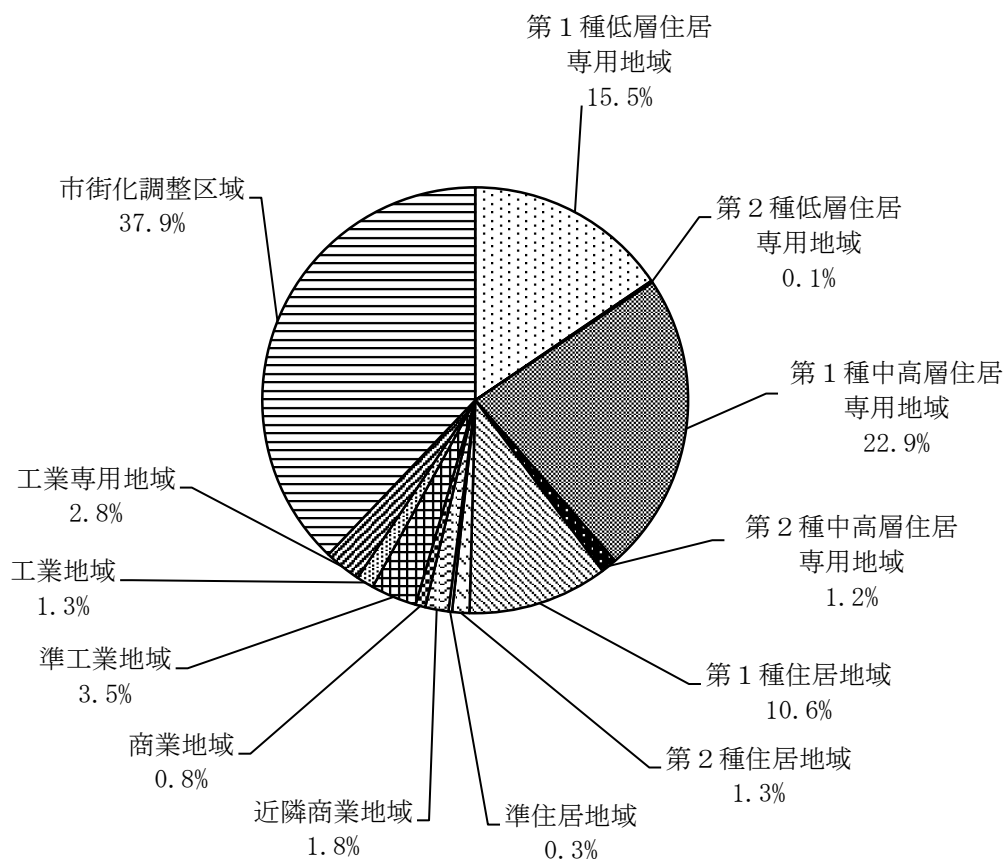


図 用途地域別面積割合

3 人口・世帯数

昭和40年からの人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

年次	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
昭和40年	25,510	100,081	50,266	49,815
45年	35,467	129,621	64,934	64,687
50年	43,520	152,023	75,954	76,069
55年	51,715	171,016	85,621	85,395
60年	57,377	185,030	92,444	92,586
平成 2年	66,729	201,675	100,820	100,855
7年	74,032	212,874	106,035	106,839
13年	82,381	222,460	110,077	112,383
14年	84,161	224,469	111,016	113,453
15年	85,737	226,106	111,691	114,415
16年	87,273	227,659	112,369	115,290
17年	87,976	228,430	113,256	115,174
18年	89,224	228,889	113,427	115,462
19年	90,732	230,565	114,292	116,273
20年	91,984	232,237	114,963	117,274
21年	93,505	234,114	115,740	118,374
22年	93,445	235,081	115,245	119,836
23年	94,324	235,659	115,358	120,301
24年	95,262	236,093	115,414	120,679
25年	96,339	237,065	115,785	121,280
26年	97,479	237,826	116,126	121,700
27年	97,944	239,424	116,904	122,520
28年	99,112	240,046	117,071	122,975
29年	100,278	240,618	117,254	123,364
30年	101,862	242,003	117,872	124,131
令和 元年	102,867	241,887	117,749	124,138

人口又は世帯数

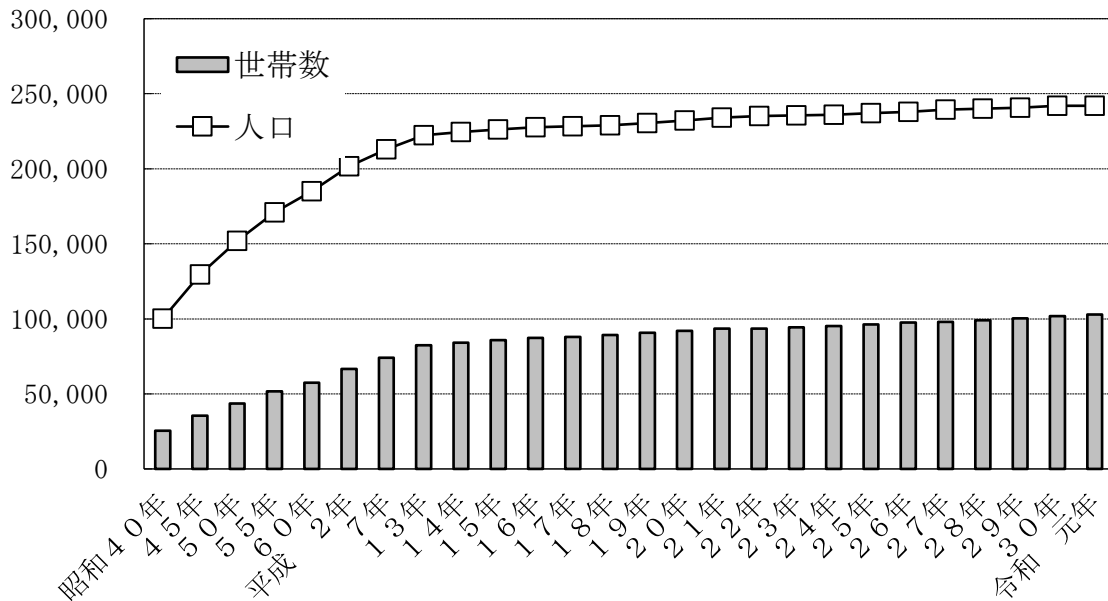


図 人口及び世帯数の推移

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

- 1 公害法令等制定状況
- 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況
- 3 法令等に基づく申請・届出

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状況

公布年月日	法令等の制定状況
昭和26年12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年12月	工場排水等の規制に関する法律
37年6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年8月	公害対策基本法
43年6月	大気汚染防止法
43年6月	騒音規制法
45年6月	公害紛争処理法
45年12月	水質汚濁防止法
46年3月	農用地の土壌汚染防止等に関する法律
46年6月	神奈川県公害防止条例
46年6月	悪臭防止法
51年6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年6月	振動規制法
53年3月	神奈川県公害防止条例(全面改正)
55年10月	神奈川県環境影響評価条例
平成4年6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法(自動車NOx法)
5年11月	環境基本法
8年3月	神奈川県環境基本条例
8年9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年6月	環境影響評価法
9年10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)
14年3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年5月	土壌汚染対策法
15年4月	茅ヶ崎市が特例市(現 施行時特例市)に移行 (政令で指定する人口二十万以上の市)
29年4月	茅ヶ崎市が保健所政令市に移行

2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

施行年月	内容	規制地域
昭和44年4月	騒音規制法に基づく地域指定 (昭和49年5月廃止)	市内全域(工業専用地域を除く)
48年5月	神奈川県公害防止条例に基づく 地下水採取規制指定地域	市内全域
48年5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域(工業専用地域を除く)
52年11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域(工業専用地域を除く)
平成4年12月	自動車NOx法に基づく地域指定	市内全域
15年4月 (特例市移行に伴う事務)	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の指定	市街化区域
	騒音規制法及び振動規制法に基づく 規制地域及び規制基準の指定	市内全域(工業専用地域を除く)
17年1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の改正(臭気指数規制告示)	市内全域(農業振興地域を除く)
24年4月	環境基本法に基づく騒音に係る 環境基準の地域類型の指定	市内全域(工業専用地域を除く)
30年6月	河川的生活環境の保全に関する 環境基準の新規類型指定	小出川
	河川の水生生物の保全に関する 環境基準の新規類型指定	

3 法令等に基づく申請・届出

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、騒音や振動等の公害全般について規制するため、条例で指定した施設を設置等する場合に県の許可が必要となります。

また、同条例では茅ヶ崎市内在り地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから地下水採取する場合に許可が必要となります。

その他に、有害物質等を使用した土地等の土壌汚染に係る届出や夜間小売店業に係る届出、化学物質の管理状況に係る届出があります。

(件数)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比
指定事業所数	162	162	160	158	-2
設置許可申請	0	2	1	2	1
事業開始届	0	0	0	0	0
変更許可申請	15	13	10	12	2
変更完了届	13	5	6	4	-2
変更計画中止届	0	0	0	0	0
変更計画届	0	0	0	0	0
変更計画早期着手申請	0	0	0	0	0
変更届	28	19	28	19	-9
地位承継届	3	0	0	1	1
廃止等届	8	3	3	4	1
環境配慮書	1	2	1	2	1
現況届	0	0	1	0	-1
地下水採取関係届	140	142	139	139	0
夜間小売業関係届	0	1	0	0	0
土壌汚染関係	51	60	72	69	-3
環境汚染関係	1	4	0	0	0
化学物質管理状況報告書	15	11	26	10	-16
合 計 (申請・届出数)	275	262	287	262	-25

(2) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、河川等の公共用水域の汚濁を防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比
特定事業場数	93	94	95	94	-1
(法第5条第1項) 設置届	7	14	14	15	1
(法第7条) 構造等変更届	5	6	9	3	-6
(法第10条) 氏名等変更届	12	9	6	5	-1
(法第10条) 廃止届	1	14	14	11	-3
(法第11条) 承継届	1	0	0	1	1
合 計	26	43	43	35	-8

(3) 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法では、土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、水質汚濁防止法等で届出されている有害物質を使用した施設を廃止等した場合は、工場・事業所内の土地を調査しなければなりません。ただし、引き続き工場・事業所として土地が利用される場合は調査が猶予される場合もあります。

(件数)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比
(法第3条第1項) 土壤汚染状況調査結果報告	0	0	0	1	1
(法第3条第1項) ただし書の確認申請	2	9	6	2	-4
(規則第16条第4項) 承継届	0	0	0	0	0
(法第3条第4項) 土地利用方法変更届	0	0	0	1	1
(法第4条) 一定規模以上形質変更届	6	5	4	8	4
(法第3条第7項) 一定規模以上形質変更届	—	—	—	1	1
(法第4条) 土壤汚染状況調査結果報告書	0	1	0	3	3
(法第3条第8項) 土壤汚染状況調査結果報告書	—	—	—	1	1
(法第12条第1項) 区域内における土地の形質変更届	0	0	0	0	0
(法第14条) 指定の申請	0	0	0	0	0
(法第16条第1項) 汚染土壌の区域外への搬出時届	0	0	0	0	0
合 計	8	15	10	17	7

(4) 大気汚染防止法（一般粉じんのみ）の発生施設数

大気汚染防止法では、粉じんによる大気汚染を未然に防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区 分	平成30年度		令和元年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
特定施設の種類の						
コークス炉	0	0	0	0	0	0
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	1	1	1	1	0	0
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	0	0	0	0	0	0
破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	1	1	1	1	0	0
ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	0	0	0	0	0	0
合 計	2	2	2	2	0	0

(5) 騒音規制法

騒音規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(5-1) 騒音規制法の特定施設数

区 分 特定施設の種類	平成29年度		平成30年度		令和元年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	24	145	24	147	25	148	1	1
空気圧縮機及び送風機	55	503	57	500	58	502	1	2
土石用又は鉱物用破碎機（注2）	6	24	6	24	6	24	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	1	1	1	1	1	1	0	0
穀物用製粉機	2	3	2	3	2	3	0	0
木材加工機械（注4）	4	10	4	10	4	10	0	0
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	8	12	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	12	2	12	2	12	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	1	1	1	1
合 計	99	710	101	709	104	713	3	4

注1 金属加工機械

- イ 圧延機械
- ロ 製缶機械
- ハ ベンディングマシン
- ニ 液圧プレス
- ホ 機械プレス
- ヘ せん断機
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーホーミングマシン
- リ プラスト
- ヌ タンブラー
- ル 切断機

注2 土石鉱物用破碎機等

- イ 破碎機
- ロ 摩砕機
- ハ ふるい及び分級機

注3 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント
- ロ アスファルトプラント

注4 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤
- ホ 丸のこ盤
- ヘ かんな盤

(5-2) 騒音規制法届出状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比
	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出				
特定施設の設置届出書	2	3	2	-1
特定施設の種類の数変更届出書	3	3	2	-1
騒音の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	3	7	1	-6
特定施設使用全廃届出書	0	1	1	0
承継届出書	0	0	0	0
計	8	14	6	-8
特定建設作業関係届出				前年度比
くい打機等を使用する作業	1	0	0	0
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	25	28	26	-2
空気圧縮機を使用する作業	6	1	4	3
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	0	0	1	1
トラクターショベル	0	0	0	0
ブルドーザー	0	0	0	0
計	32	29	31	2

(6) 振動規制法

振動規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する振動を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(6-1) 振動規制法の特定施設数

区 分 特定施設の種類	平成29年度		平成30年度		令和元年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	32	203	32	205	33	206	1	1
圧縮機	30	258	31	262	32	265	1	3
土石用又は鉦物用破砕機（注2）	8	18	8	18	8	18	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械（注4）	5	5	5	5	5	5	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	13	2	13	2	13	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	1	1	1	1
合 計	77	497	78	503	81	508	3	5

注1 金属加工機械

- イ 液圧プレス
- ロ 機械プレス
- ハ せん断機
- ニ 鍛造機
- ホ ワイヤーホーミングマシン

注3 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラントブロックマシン
- ロ コンクリート管製造機械
- ハ コンクリート柱製造機械

注2 土石鉦物用破砕機等

- イ 破砕機
- ロ 摩砕機
- ハ ふるい及び分級機

注4 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー

(6-2) 振動規制法届出状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比
	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出				
特定施設の設置届出書	1	2	2	0
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用の方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類ごとの数変更届出書	2	3	2	-1
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	3	5	1	-4
特定施設使用全廃届出書	0	1	1	0
承継届出書	0	0	0	0
計	6	11	6	-5
特定建設作業関係届出				
くい打機等を使用する作業	1	0	0	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0
舗装盤破砕機を使用する作業	0	1	0	-1
ブレーカーを使用する作業	15	25	15	-10
計	16	26	15	-11

第3章 公害苦情発生状況

- 1 公害苦情件数の推移
- 2 用途地域別苦情件数
- 3 業種別苦情件数

第3章 公害苦情発生状況

1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数は、年々減少傾向にあります。近年は80件前後で推移しています。公害苦情の内訳は、騒音・ばい煙・悪臭が多数を占めています。

年 度		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他※	計
平成23年度	発生件数	53	1	2	35	7	0	9	0	6	113
	処理件数	52	1	2	35	5	0	9	0	5	109
平成24年度	発生件数	47	5	0	31	7	0	21	1	2	114
	処理件数	45	5	0	31	7	0	21	1	2	112
平成25年度	発生件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
	処理件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
平成26年度	発生件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
	処理件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
平成27年度	発生件数	38	1	1	36	0	0	8	0	1	85
	処理件数	36	1	1	36	0	0	7	0	1	82
平成28年度	発生件数	42	3	0	23	1	0	7	1	0	77
	処理件数	44	3	0	23	1	0	7	1	0	79
平成29年度	発生件数	39	2	0	26	4	0	7	1	1	80
	処理件数	38	2	0	26	4	0	7	1	1	79
平成30年度	発生件数	36	2	0	14	7	0	17	0	0	76
	処理件数	35	2	0	14	7	0	16	0	0	74
令和元年度	発生件数	32	4	1	27	7	0	11	0	1	83
	処理件数	32	4	1	27	7	0	10	0	1	82

※その他には、光害や電波障害などが含まれます。

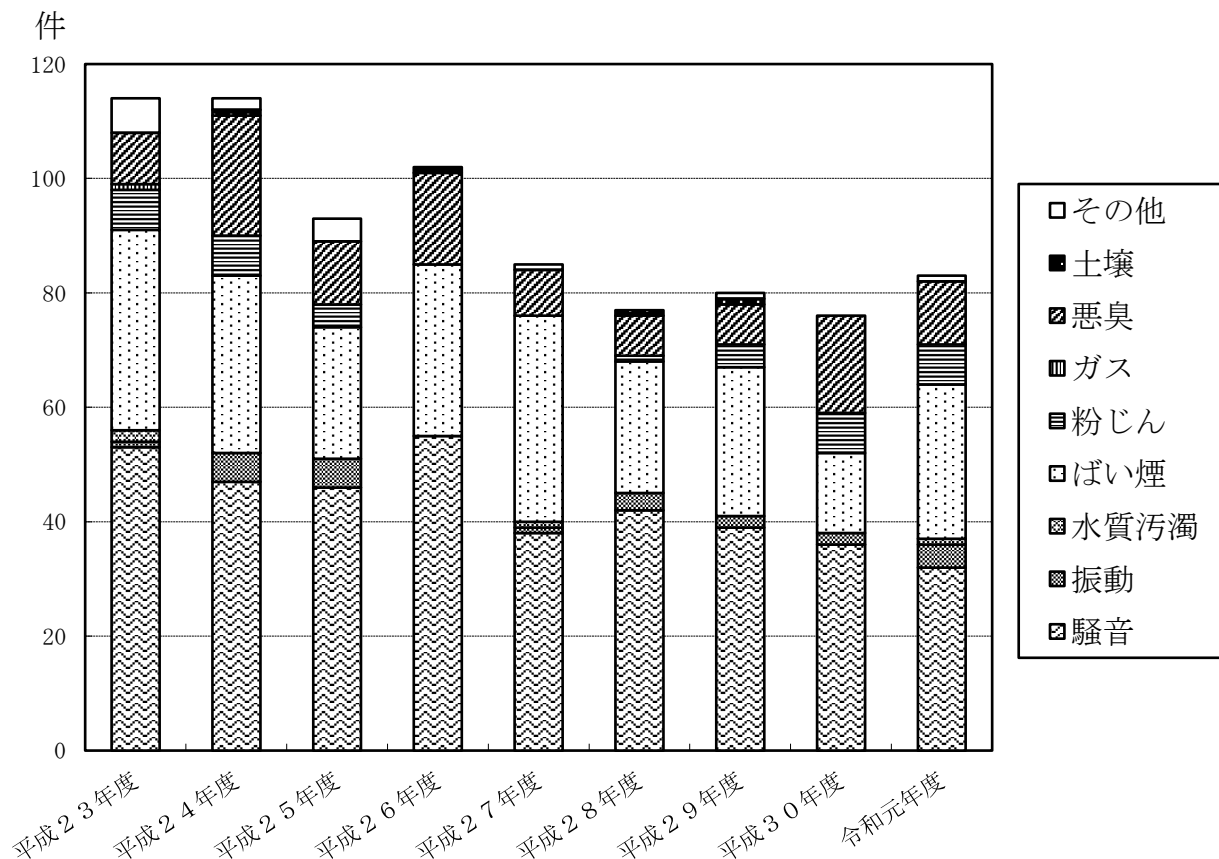


図 公害苦情件数の推移

2 用途地域別苦情件数

苦情が多く発生している市街化調整区域・第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域では、畑などで行われる屋外焼却行為によるばい煙苦情のほか、建設工事に伴う騒音苦情が多数を占めています。

		令和元年度									
区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
市街化区域	第1種低層住居専用地域	8			5	3				1	17
	第2種低層住居専用地域										0
	第1種中高層住居専用地域	4	1	1	6	1		3			16
	第2種中高層住居専用地域		2		1			1			4
	第1種住居地域	2			4	3		1			10
	第2種住居地域	2									2
	準住居地域										0
	近隣商業地域	6									6
	商業地域	2	1					1			4
	準工業地域	2						2			4
	工業地域										0
	工業専用地域										0
	市街化調整区域		5			11			3		
不明		1									1
合計		32	4	1	27	7	0	11	0	1	83

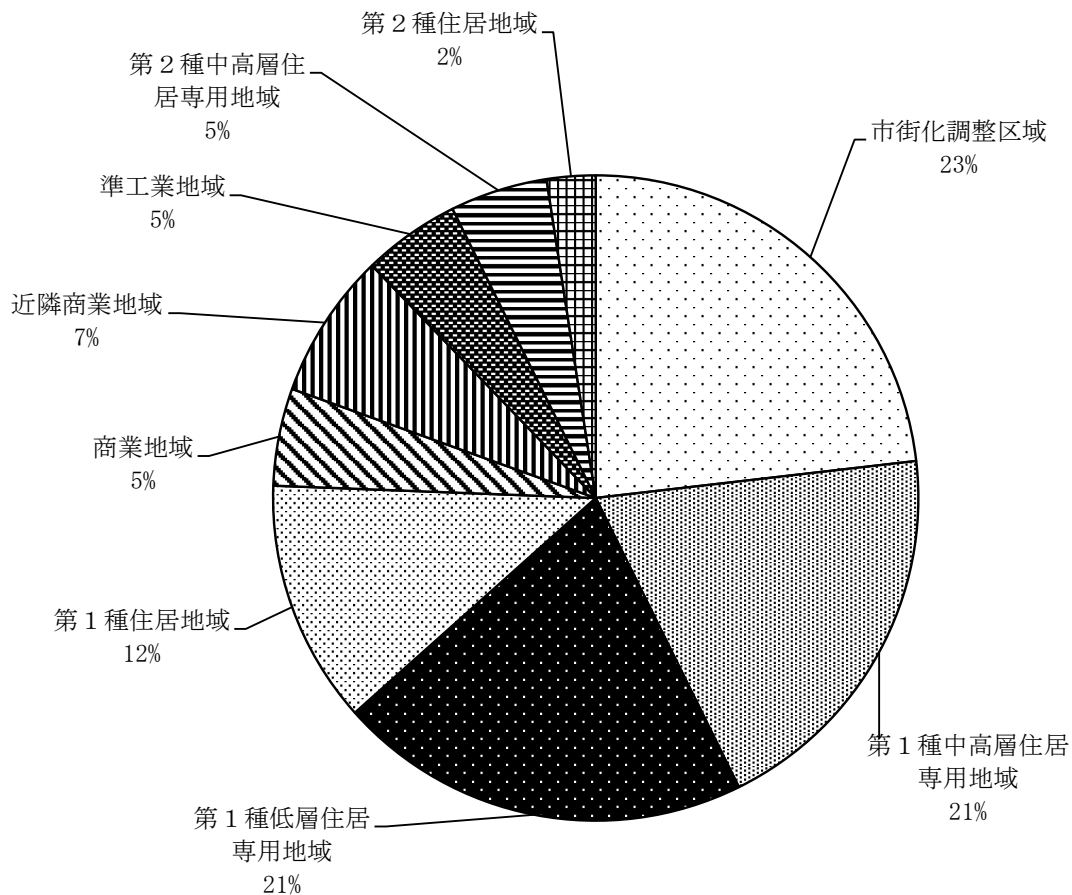


図 用途地域別苦情件数

3 業種別苦情件数

苦情の発生源は、製造業等の工場・事業場関係のものは少なく、商店・飲食店や建設・土木工事に係るものが多いです。

また、その他に含まれている廃棄物処理業などの苦情も多いです。

令和元年度

公害苦情の種類 発生源		公害苦情の種類									計
		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	
製造事業所	食料品										0
	衣服その他繊維製品										0
	木材・家具装備品										0
	パルプ・紙・紙加工品										0
	化学・石油石炭製品										0
	ゴム皮革製品										0
	窯業・土石製品										0
	鉄鋼・非鉄金属製品										0
	機械器具製品	2									2
	その他の製造事業所							1			1
	小計	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
耕種農業				1						1	
農業・園芸サービス				1						1	
修理工場										0	
建設・土木工事業 (土工工事)	9	3			4					16	
建設・土木工事業 (資材置場・作業場)	6			1	1		1			9	
道路貨物運送業										0	
娯楽・遊具スポーツ施設	2									2	
商店・飲食店	5						6			11	
商店・飲食店(カラオケ)										0	
事務所				2						2	
その他	3		1	9	1		2		1	17	
交通機関										0	
下水清掃事業										0	
家庭生活				6						6	
不明	5	1		7	1		1			15	
小計	30	4	1	27	7	0	10	0	1	80	
合計	32	4	1	27	7	0	11	0	1	83	

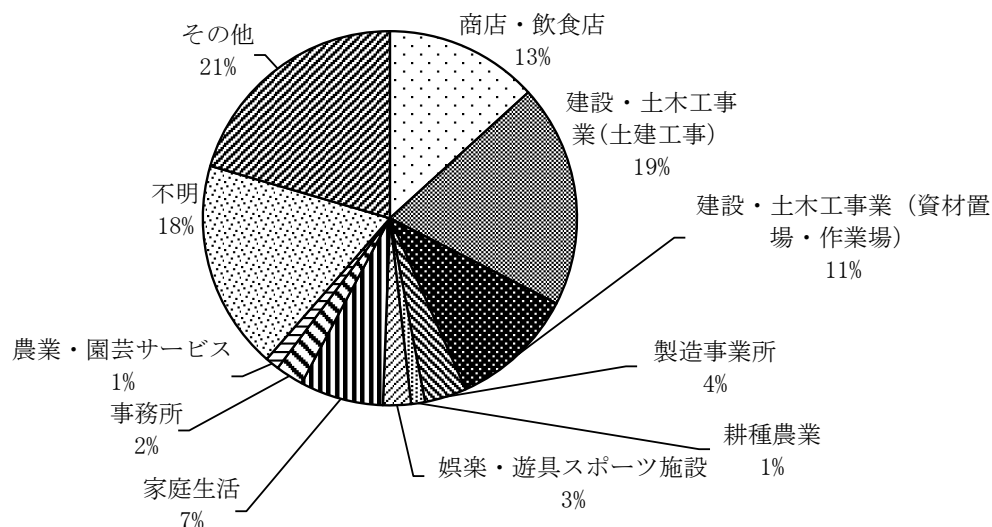


図 業種別苦情件数割合

第4章 公害の現況

- 1 大気汚染
- 2 水質汚濁
- 3 騒音・振動
- 4 地盤沈下

4-1 大 気 汚 染

- (1) 大気汚染常時監視
- (2) 光化学大気汚染緊急時措置
- (3) 窒素酸化物測定
- (4) ダイオキシン類

(1) 大気汚染常時監視
 大気汚染防止法に基づき、神奈川県が茅ヶ崎市役所分庁舎1階に設置している一般局（一般環境測定局）と国道1号線茅ヶ崎市役所前に設置している自排局（自動車排出ガス測定局）において大気汚染を常時監視しています。
 その結果、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成しています。
 また、光化学オキシダントを除く全ての項目で年平均値が若干ながら低下傾向にあります。

(1) 一 1 環境基準の達成状況（令和元年度）
 （一は測定していない項目を示します。）

物質名	環境上の条件	
	一般環境	自排局
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。	達成
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	非達成
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が、20ppm以下であること。	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	達成

(1) 一 2 環境基準長期的・短期的評価と達成状況（令和元年度）
 （一は測定していない項目を示します。）

物質名	区分	環境上の条件	
		一般環境	自排局
二酸化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成
二酸化窒素	長期的評価	年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	達成
	短期的評価	1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯5時から20時）	非達成
光化学オキシダント	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値（※）が20ppm以下であること。 （※）24時～8時、8時～16時、16時～24時までの時間帯の平均値をいう。	達成
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	達成
	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成
微小粒子状物質 PM2.5	長期的評価	1年平均平均値が15μg/m ³ 以下であること。	達成
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35μg/m ³ 以下であること。	達成

○ 「※1」は、有効測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示す。

(1) - 3 大気常時監視測定結果 (過去10年)

測定項目	二酸化硫黄		二酸化窒素				一酸化窒素		オキシダント		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質 PM2.5	
	一般局	一般局	一般局	98%値	自排局	98%値	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
年度	年平均値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	98%値
22	0.004	0.018	0.036	0.018	0.035	0.006	0.007	0.028	0.5	0.019	0.033	-	-	-	-	-
23	0.004	0.018	0.035	0.018	0.034	0.007	0.008	0.027	0.5	0.018	0.032	15.2	35.8	15.2	35.8	35.8
24	0.004	0.017	0.035	0.017	0.032	0.006	0.007	0.029	0.5	0.016	0.026	13.8	30.2	13.8	30.2	30.2
25	0.002	0.016	0.032	0.015	0.030	0.005	0.006	0.031	0.4	0.017	0.025	14.5	38.8	14.5	38.8	38.8
26	0.001	0.016	0.031	0.015	0.029	0.005	0.006	0.030	0.4	0.016	0.025	15.0	37.5	15.0	37.5	37.5
27	0.001	0.015	0.031	0.014	0.028	0.005	0.005	0.029	0.5	0.014	0.022	13.8	29.5	13.8	29.5	29.5
28	0.001	0.013	0.029	0.015	0.030	0.003	0.004	0.032	0.3	0.014	0.018	12.6	28.3	12.6	28.3	28.3
29	0.001	0.014	0.032	0.015	0.032	0.004	0.005	0.032	0.3	0.014	0.018	12.4	28.1	12.4	28.1	28.1
30	0.001	0.012	0.030	0.013	0.033	0.003	0.004	0.032	0.3	0.015	0.019	12.6	27.7	12.6	27.7	27.7
元	0.001	0.012	0.028	0.014	0.029	0.002	0.004	0.032	0.3	0.013	0.018	10.8	25.8	10.8	25.8	25.8

注1 単位は、浮遊粒子状物質が mg/m^3 、その他は ppm です。

注2 二酸化窒素の98%値とは、1日の平均値の1年分のデータの低い方から98%に相当するもの(365日分のデータがある場合は低い方から358番目の値)です。

注3 オキシダントの値は昼間(5~20時)の平均値、1年間で0.06ppmを超えた時間数が0の場合のみ環境基準を達成したと評価されます。

注4 23年度より自排局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しています。

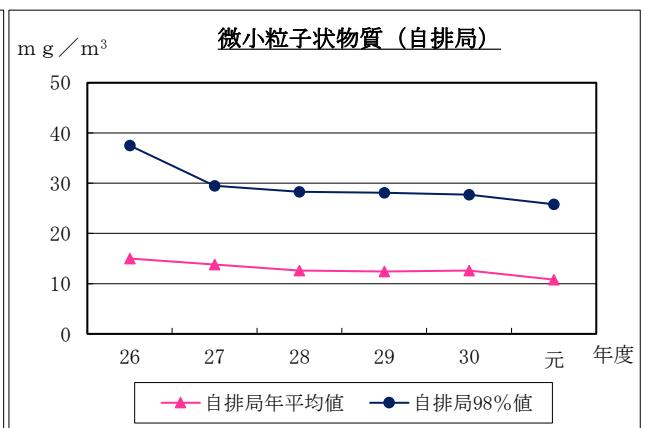
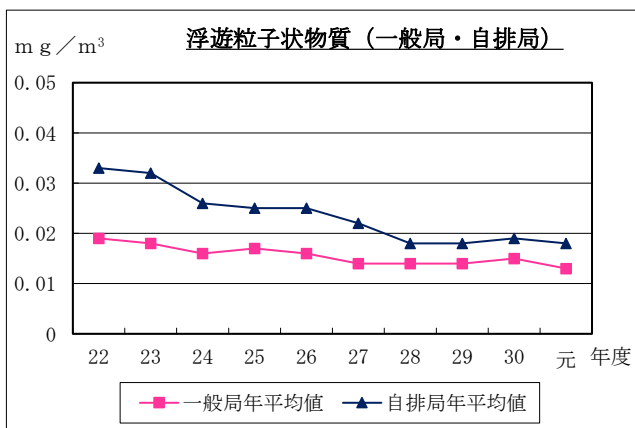
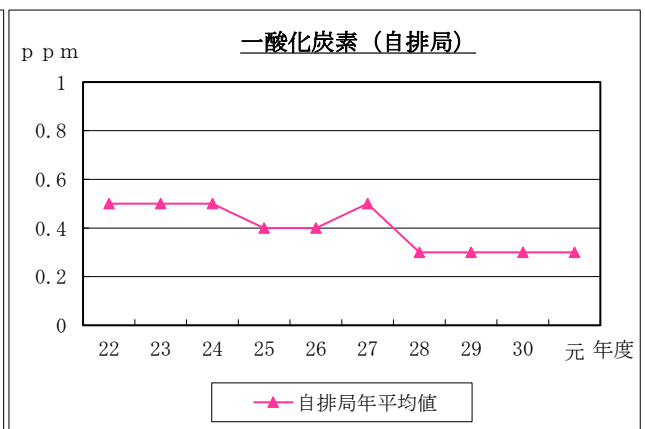
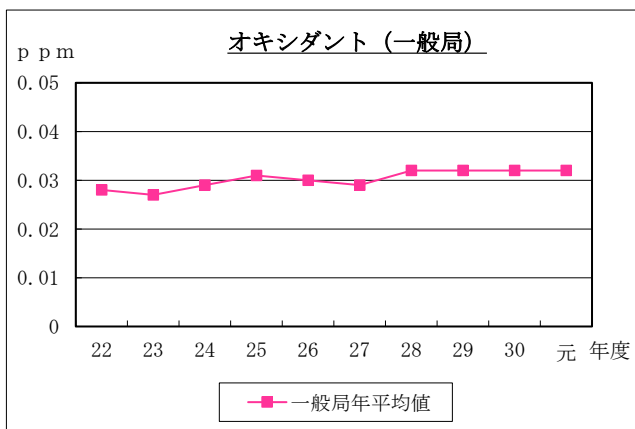
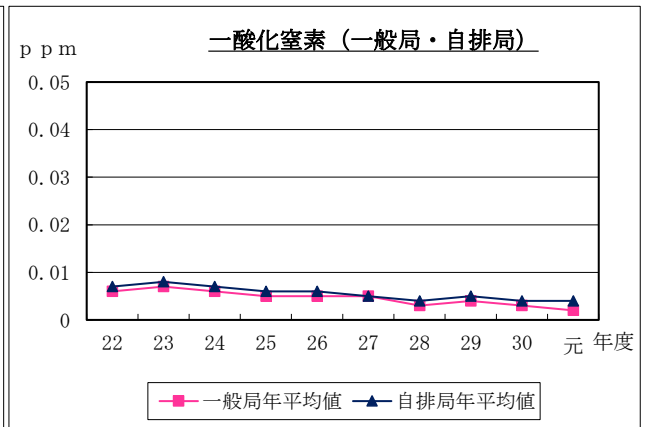
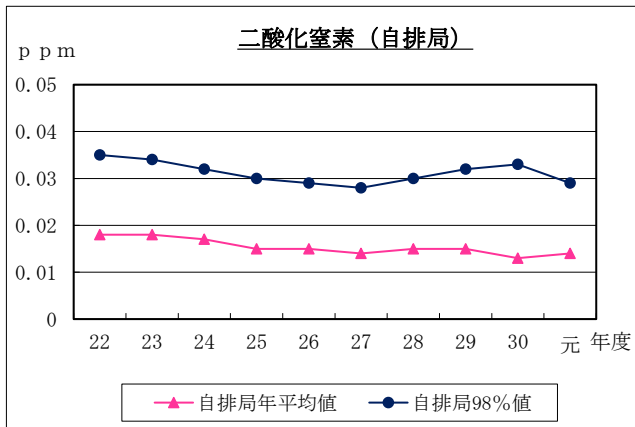
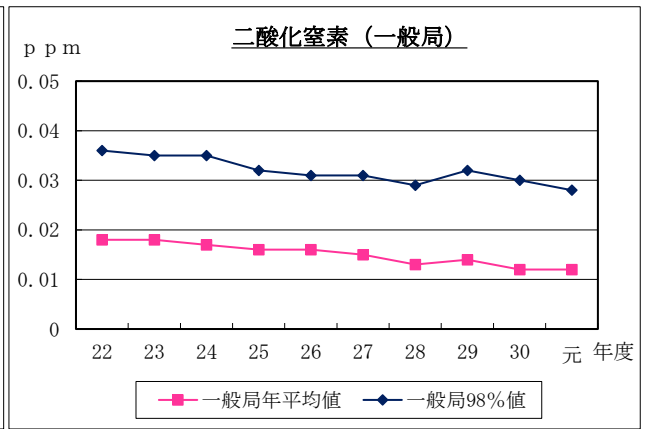
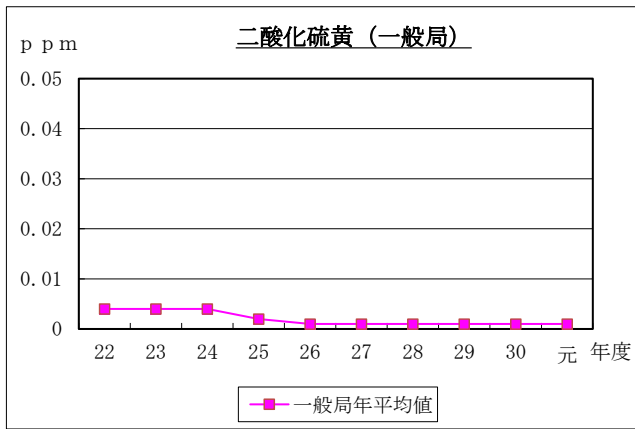


図 測定項目別の大気常時監視測定結果

(2) 光化学大気汚染緊急時措置

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、神奈川県が県内の光化学オキシダント濃度を確認し、地域区分ごとに光化学大気汚染緊急時措置を発令します。

茅ヶ崎市では県の発令を受けて、市民の皆さんに防災無線などで情報提供しています。

光化学大気汚染緊急時措置の発令基準及び解除基準

		注意報	警報	重大警報
光化学オキシダント	発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	1時間値 0.12ppm以上である大気の大気汚染の状態になったとき	1時間値 0.24ppm以上である大気の大気汚染の状態になったとき	1時間値 0.4ppm以上である大気の大気汚染の状態になったとき
	解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想される場合は注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められる場合は注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未満となったにもかかわらずなお汚染が継続すると予想される場合は警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められる場合は警報または注意報に切り換えることなく解除する

光化学大気汚染緊急時措置等の発令地域区分

地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	西 湘 (2市8町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
川崎	川崎市		
相模原	相模原市		
横須賀	横須賀市		
三浦	三浦市		
湘 南 (5市4町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町	県 央 (7市1町1村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

(2) - 1 光化学大気汚染緊急時措置の発令状況（令和元年度）

茅ヶ崎市が含まれる湘南地域の発令は注意報が1日ありましたが、市内の測定局が最高濃度を記録した日はありません。

回数	月日	発令～解除時刻	発令地域	緊急時措置の区分	光化学オキシダント最高濃度の状況	
					濃度(ppm)	測定局
1	5月26日	11:20～14:20	横浜	注意報	0.145	港北区総合庁舎
		11:20～15:20	川崎	注意報	0.159	中原保健福祉C
		11:20～14:20	横須賀	注意報	0.158	横須賀市追浜行政センター
2	5月27日	11:20～14:20	川崎	注意報	0.134	国設川崎
3	6月6日	15:40～18:20	湘南	注意報	0.125	平塚市旭小
		15:40～19:00	西湘	注意報	0.129	南足柄市生駒
		15:40～19:00	県央	注意報	0.131	愛川町角田
		16:20～19:00	相模原	注意報	0.144	相模原市津久井
4	8月1日	13:20～16:20	川崎	注意報	0.149	宮前平小学校
		14:20～16:20	横浜	注意報	0.129	西区平沼小
5	8月2日	13:20～15:20	川崎	注意報	0.134	登戸小学校
6	9月10日	14:20～16:20	横浜	注意報	0.134	都筑区総合庁舎
		14:20～17:20	川崎	注意報	0.151	宮前平小学校

注 太字は、湘南地域（茅ヶ崎市が含まれる地域）に注意報等が発令されたことを示します。

(2) - 2 光化学大気汚染緊急時措置の経年変化

令和元年度に発令した緊急時措置により、健康被害を届出した人は茅ヶ崎市内にいませんでした。市内では、平成22年以降、健康被害を届出した人はいません。

		年度								
		16	17	18	19	20	21	22	23	
神奈川県	発令日数	16	7	14	20	11	4	10	5	
	被害の発生日数	3	2	5	3	2	2	2	1	
	被害の届出者数	4	276	199	4	14	5	26	1	
茅ヶ崎市	発令日数	5	3	12	7	5	2	7	4	
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	1	0	
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	*5	0	

		年度								
		24	25	26	27	28	29	30	元	
神奈川県	発令日数	5	16	9	10	6	8	8	6	
	被害の発生日数	0	3	0	0	0	0	2	0	
	被害の届出者数	0	75	0	0	0	0	13	0	
茅ヶ崎市	発令日数	0	10	3	3	3	4	1	1	
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0	0	

注 茅ヶ崎市内における被害の届出者数は神奈川県の届出者数にも含まれます。

(3) 窒素酸化物測定

大気中の窒素酸化物を把握するため、P T I O法により測定しました。

市内全域は市内を9メッシュに分割し年4回、交通量の多い国道134号線および市道0121号線（鉄砲通り）路線沿いは年2回測定しました。

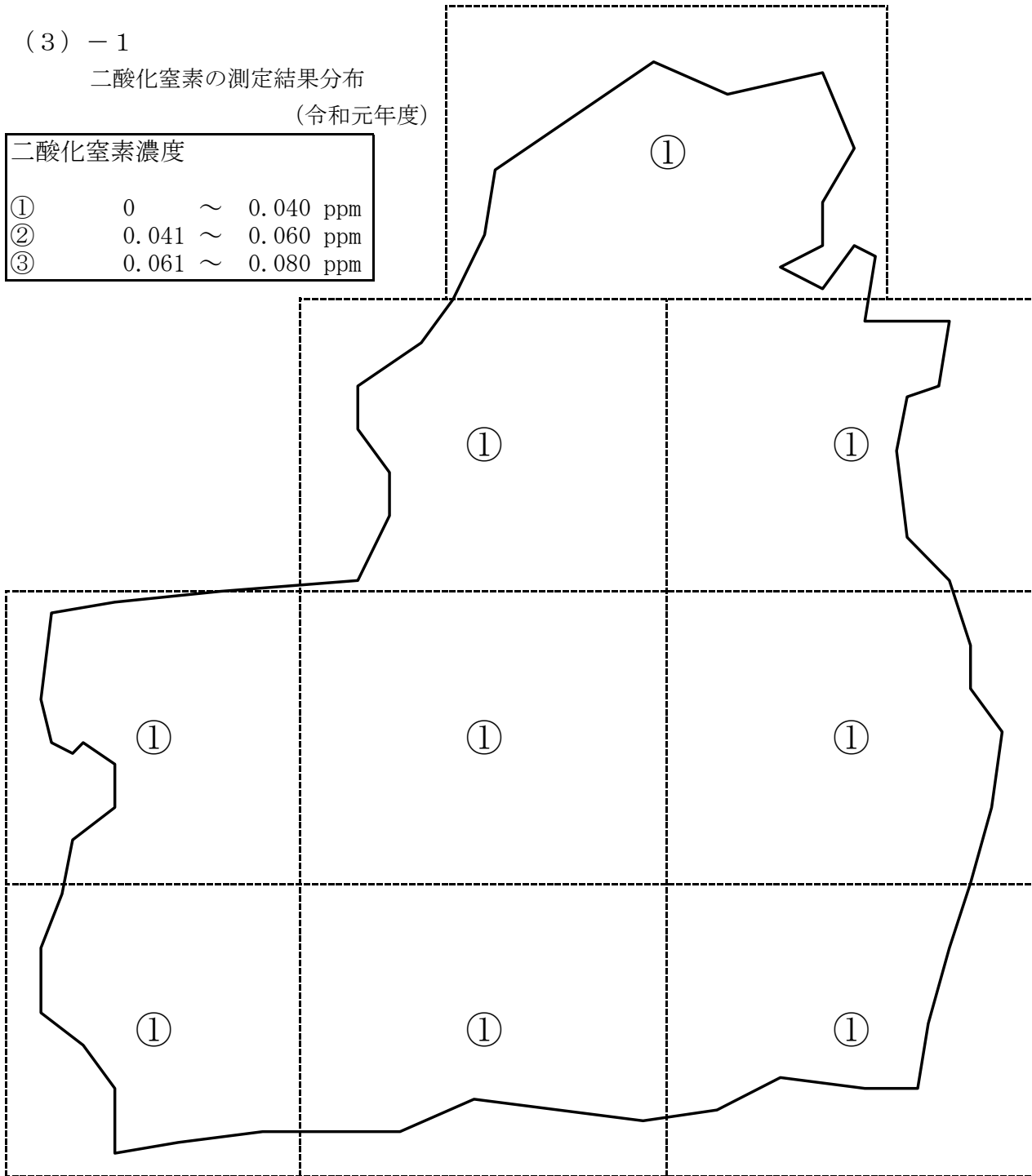
測定の結果、市内全域及び交通量の多い路線沿いともに濃度区分が最も低い区分に分類されました。

(3) - 1

二酸化窒素の測定結果分布

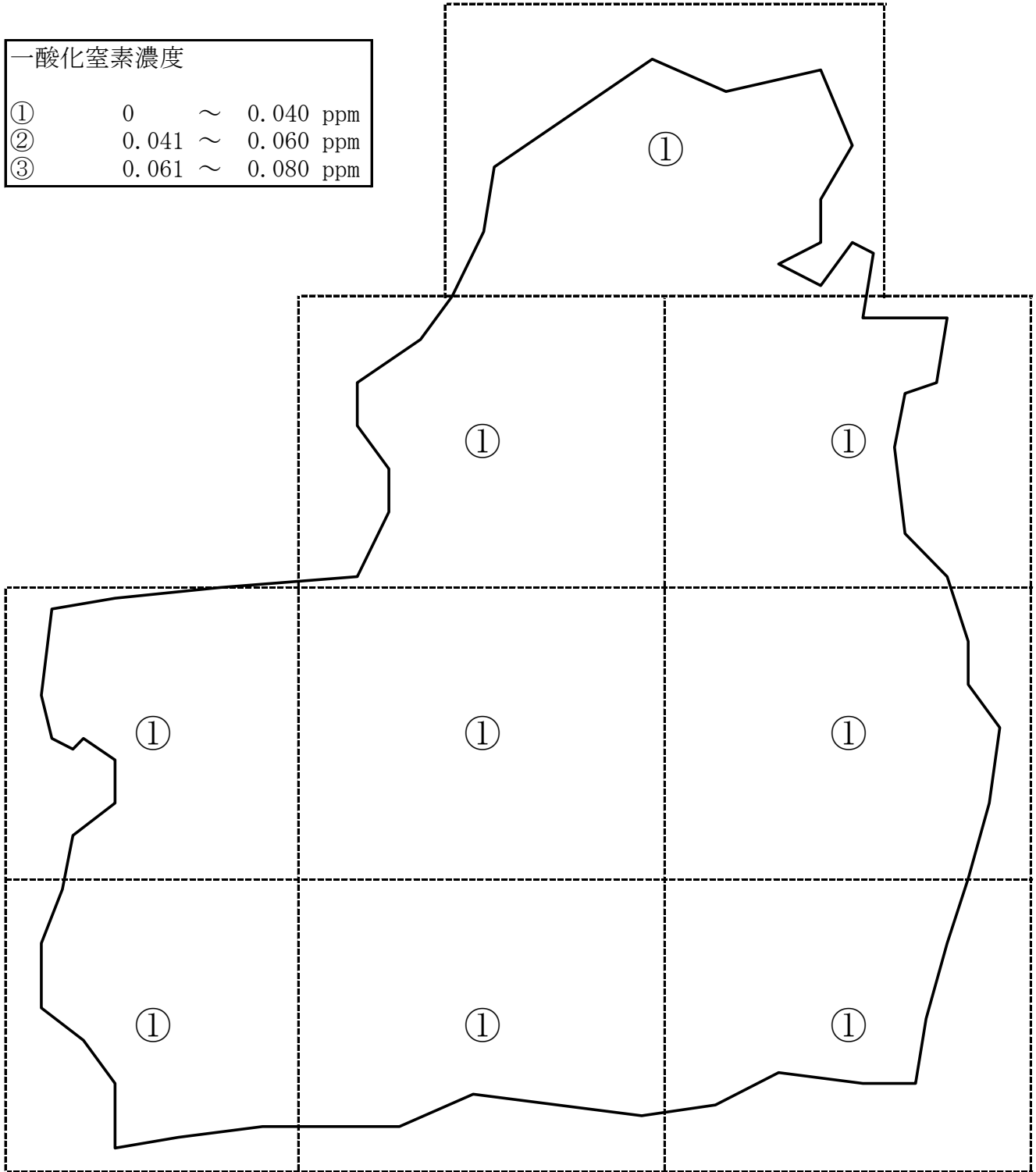
(令和元年度)

二酸化窒素濃度		
①	0	～ 0.040 ppm
②	0.041	～ 0.060 ppm
③	0.061	～ 0.080 ppm



(3) - 2 一酸化窒素の測定結果分布 (令和元年度)

一酸化窒素濃度		
①	0	～ 0.040 ppm
②	0.041	～ 0.060 ppm
③	0.061	～ 0.080 ppm



(3) - 3 国道134号線・市道0121線沿線の測定結果

(夏季)

(単位:ppm)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
周辺	0.021	0.016	0.036	0.007	0.009	0.009	0.009	0.022	0.019	0.012	0.015	0.034
沿線南側	0.023	0.026	0.045	0.006	0.008	0.009	0.021	0.026	0.022	0.009	0.014	0.043
沿線北側	0.031	0.019	0.036	0.009	0.010	0.015	0.009	0.027	0.023	0.014	0.022	0.031
年度	25	26	27	28	29	30	元					
周辺	0.004	0.006	0.024	0.006	0.005	0.004	0.015					
沿線南側	0.003	0.005	0.036	0.006	0.009	0.005	0.021					
沿線北側	0.009	0.009	0.025	0.005	0.005	0.011	0.021					

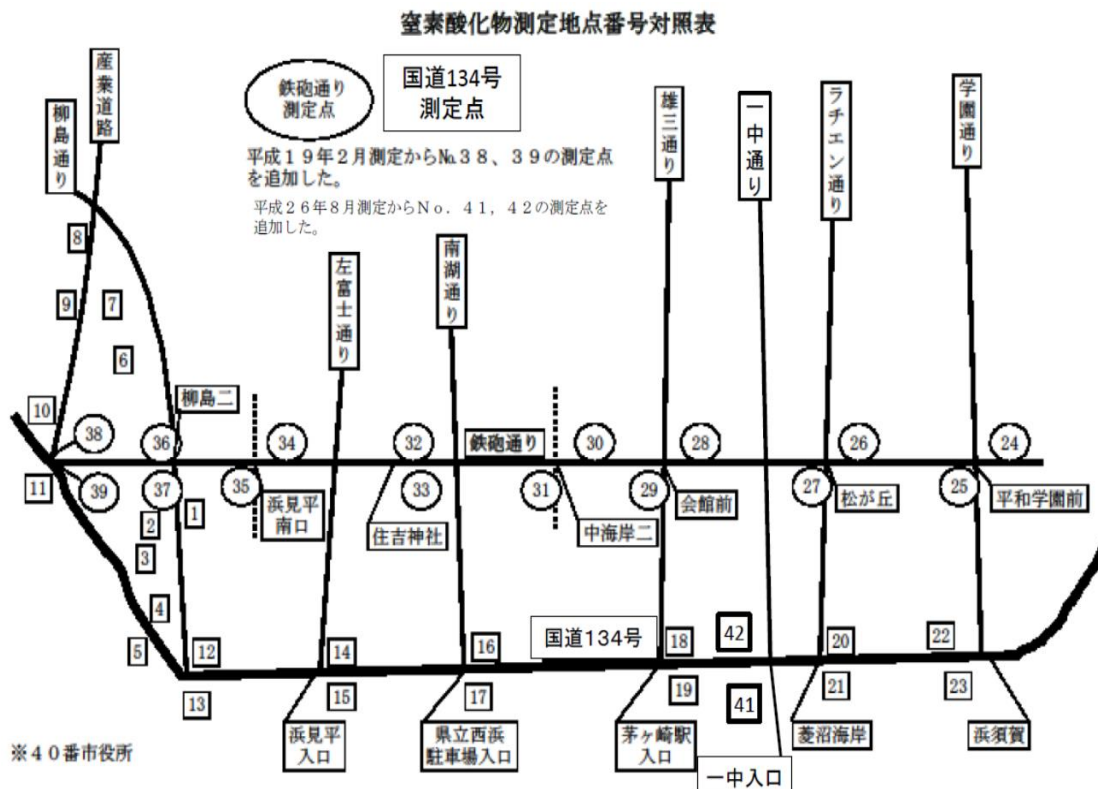
(冬季)

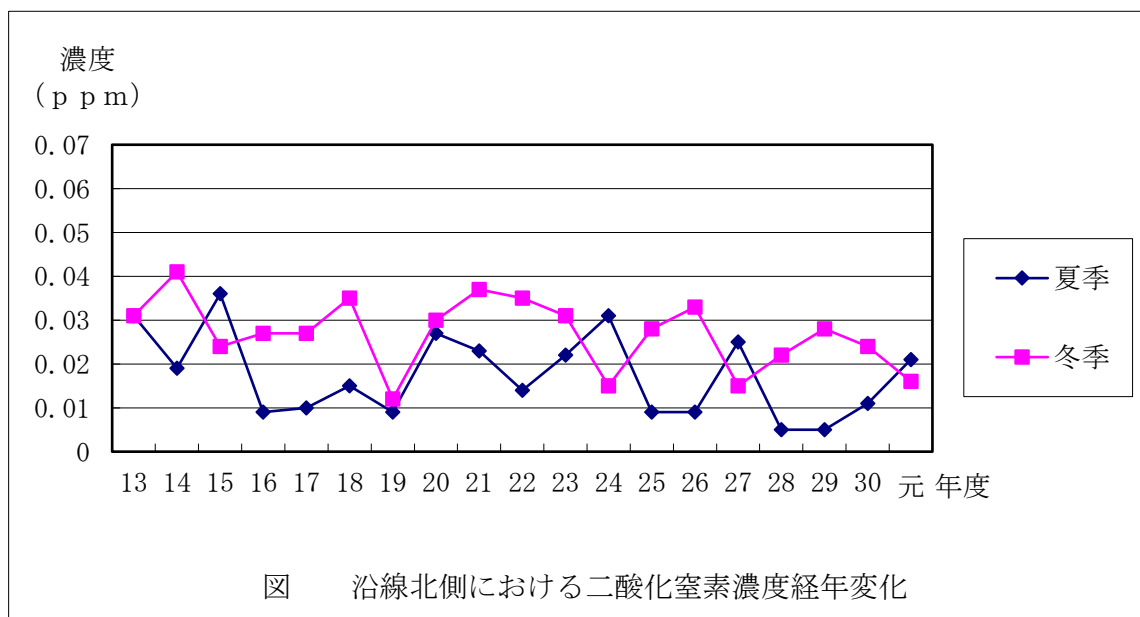
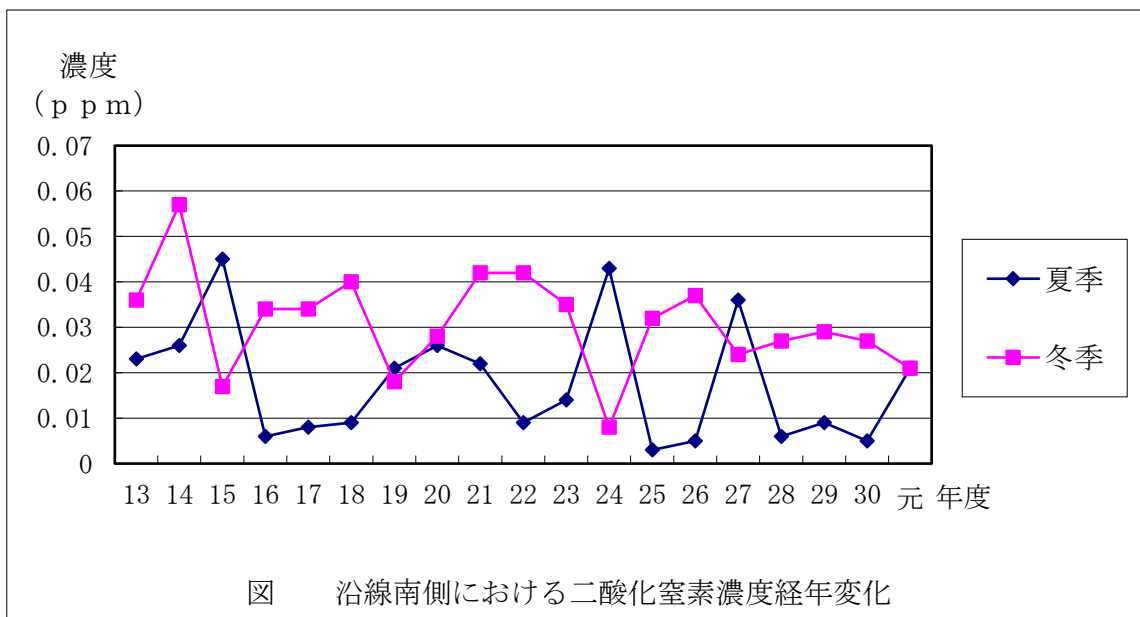
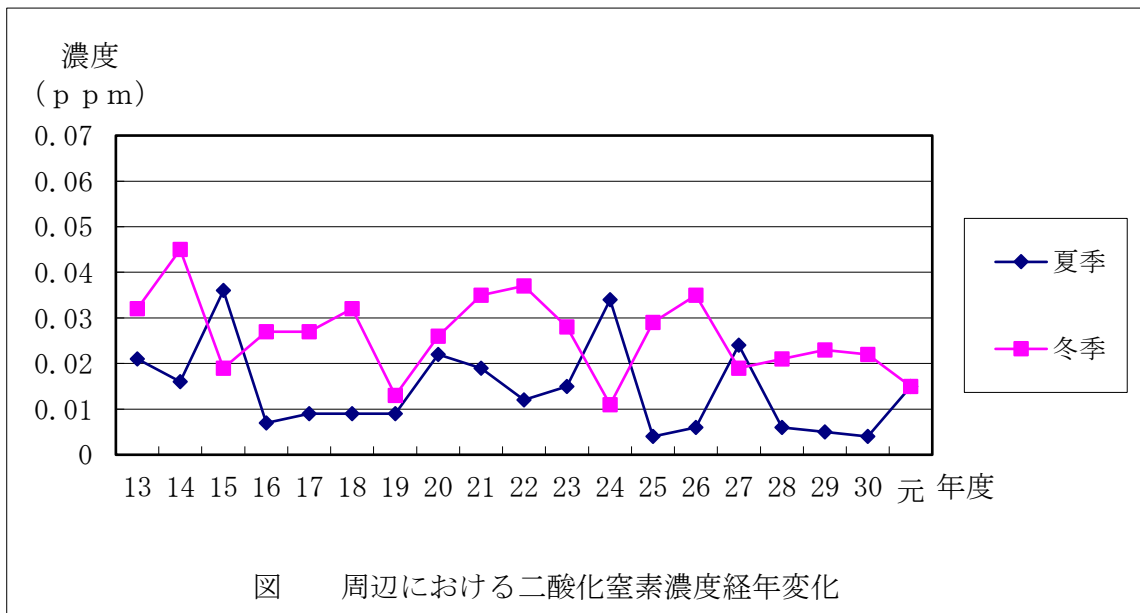
(単位:ppm)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
周辺	0.032	0.045	0.019	0.027	0.027	0.032	0.013	0.026	0.035	0.037	0.028	0.011
沿線南側	0.036	0.057	0.017	0.034	0.034	0.040	0.018	0.028	0.042	0.042	0.035	0.008
沿線北側	0.031	0.041	0.024	0.027	0.027	0.035	0.012	0.030	0.037	0.035	0.031	0.015
年度	25	26	27	28	29	30	元					
周辺	0.029	0.035	0.019	0.021	0.023	0.022	0.015					
沿線南側	0.032	0.037	0.024	0.027	0.029	0.027	0.021					
沿線北側	0.028	0.033	0.015	0.022	0.028	0.024	0.016					

- 注1 周辺とは下図の1から9までの調査地点です。
 注2 沿線南側とは10から23までの奇数番号地点です。
 注3 沿線北側とは10から23までの偶数番号地点です。

134号線沿線二酸化窒素調査地点図





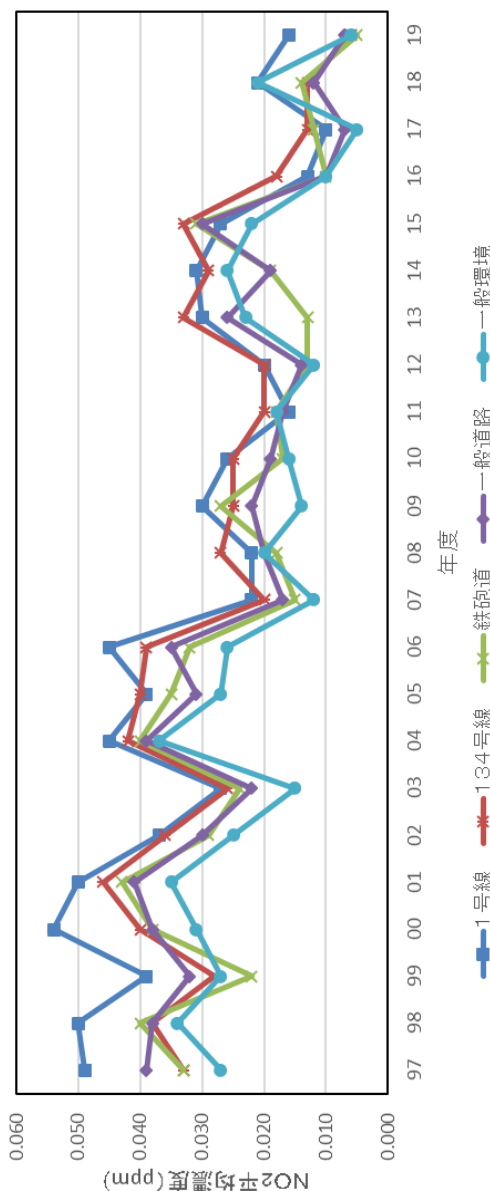
注意：測定時の気象条件（降雨や風向きなど）が異なるため、二酸化窒素濃度のばらつきが大きい場合があります。

(3) - 4 市民参加の二酸化窒素測定

国道134号線を中心に1997年6月から市内広範囲の二酸化窒素濃度を市民の皆さんと測定を続けていた「市民参加の二酸化窒素測定」は令和元年度をもって終了となりました。これまでの、皆様のご協力に感謝を申し上げます。この間、市内の国道134号線は4車線化が完了し、また鉄砲通りは西の柳島交差点から東の戸塚・茅ヶ崎線交差点までが開通しました。自動車の排出ガス規制や性能向上並びに交通の円滑化により、二酸化窒素濃度は環境基準を満たし、良好な環境が確保されている状況です。

6月のNO₂平均濃度 (ppm)

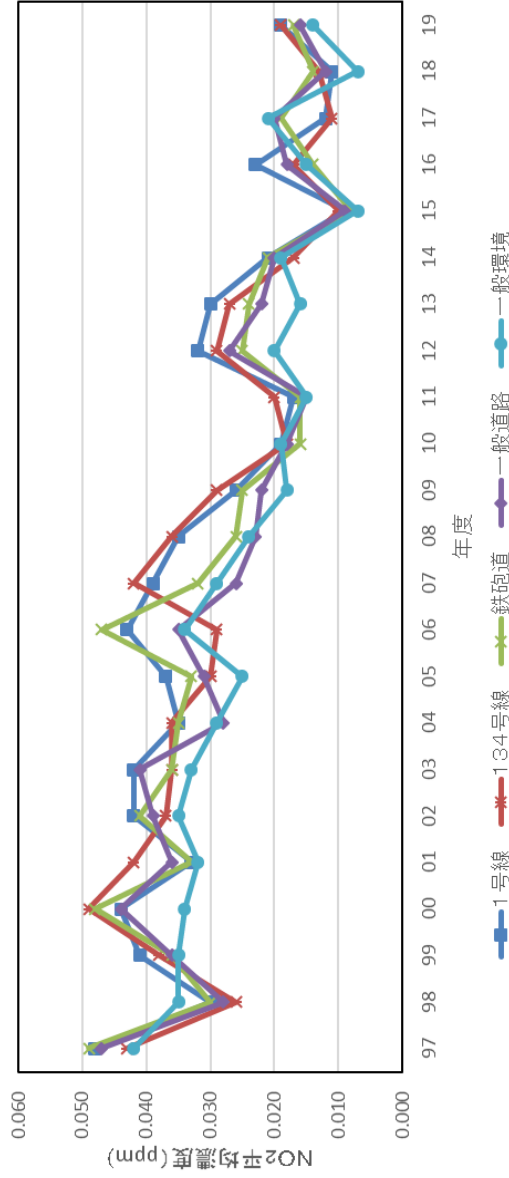
	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
1号線	0.049	0.050	0.039	0.054	0.050	0.037	0.027	0.045	0.039	0.045	0.022	0.022
134号線	0.033	0.038	0.028	0.040	0.046	0.036	0.026	0.042	0.040	0.039	0.020	0.027
鉄砲道	0.033	0.040	0.022	0.038	0.043	0.029	0.024	0.040	0.035	0.032	0.015	0.018
一般道路	0.039	0.038	0.032	0.038	0.041	0.030	0.022	0.039	0.031	0.035	0.017	0.020
一般環境	0.027	0.034	0.027	0.031	0.035	0.025	0.015	0.037	0.027	0.026	0.012	0.020
	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
1号線	0.030	0.026	0.016	0.020	0.030	0.031	0.027	0.013	0.010	0.021	0.016	
134号線	0.025	0.025	0.020	0.020	0.033	0.029	0.033	0.018	0.013	0.013	0.006	
鉄砲道	0.027	0.017	0.018	0.013	0.013	0.019	0.031	0.010	0.012	0.014	0.005	
一般道路	0.022	0.019	0.017	0.014	0.026	0.019	0.030	0.010	0.007	0.012	0.007	
一般環境	0.014	0.016	0.018	0.012	0.023	0.026	0.022	0.010	0.005	0.021	0.006	



23年間の茅ヶ崎市の二酸化窒素濃度の推移

12月のNO₂平均濃度 (ppm)

	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
1号線	0.048	0.030	0.041	0.044	0.033	0.042	0.042	0.035	0.037	0.043	0.039	0.035
134号線	0.043	0.026	0.038	0.049	0.042	0.037	0.036	0.036	0.030	0.029	0.042	0.036
鉄砲道	0.049	0.030	0.036	0.048	0.033	0.041	0.036	0.035	0.033	0.047	0.032	0.026
一般道路	0.047	0.028	0.036	0.044	0.036	0.039	0.041	0.028	0.031	0.035	0.026	0.023
一般環境	0.042	0.035	0.035	0.034	0.032	0.035	0.033	0.029	0.025	0.034	0.029	0.024
	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
1号線	0.026	0.019	0.017	0.032	0.030	0.021	0.009	0.023	0.012	0.011	0.019	
134号線	0.029	0.018	0.020	0.029	0.027	0.017	0.010	0.017	0.011	0.013	0.019	
鉄砲道	0.025	0.016	0.016	0.025	0.024	0.021	0.008	0.014	0.019	0.014	0.017	
一般道路	0.022	0.018	0.015	0.027	0.022	0.020	0.009	0.018	0.020	0.012	0.016	
一般環境	0.018	0.019	0.015	0.020	0.016	0.019	0.007	0.015	0.021	0.007	0.014	



23年間の茅ヶ崎市の二酸化窒素濃度の推移

4-2 水 質 汚 濁

- (1) 河川（法第16条の測定計画に基づく測定）
- (2) 海域（法第16条の測定計画に基づく測定）
- (3) 河川（市計画による自主測定）
- (4) 水浴場
- (5) 地下水（法第16条の測定計画に基づく測定）

河川等水質調査地点



- 【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川です。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮の下橋まで5地点、測定計画に基づく調査でも宮の下橋で測定しています。
- 【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流しています。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定しています。
- 【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していましたが、現在は明確な源流はありません。国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流しています。定点調査では、本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定しています。

(1) 河川 (法第16条の測定計画に基づく測定)

小出川の環境基準は平成30年6月に類型指定が行われ、環境基準 (河川B類型及び生物B類型) として評価しました。

年12回測定した結果、BOD (75%値で評価)、SS (平均値で評価) 及び大腸菌群数 (平均値で評価) で環境基準を超過しました。

区分	水域 (支川)		相模川 (小出川)				環境基準 (判定値)
	測定項目 (単位)	類型	河川 (B)				
		測定地点	宮の下橋				
	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n		
生活環境項目	pH		7.4	7.0	7.8	0/12	6.5以上8.5以下
	BOD	(mg/L)	3.2 (75%値: 4.1)	1.5	6.1	6/12	3以下
	COD	(mg/L)	5.8 (75%値: 6.4)	4.2	8.2	*/12	—
	SS	(mg/L)	25	7	62	4/12	25以下
	DO	(mg/L)	7.3	6.3	9.4	0/12	5以上
	大腸菌群数	(MPN/100ml)	37,908	4,900	79,000	11/12	5000以下
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	*/2	—
	全窒素	(mg/L)	3.7	1.6	5.2	*/12	—
	全磷	(mg/L)	0.27	0.15	0.40	*/12	—
	全亜鉛	(mg/L)	0.016	0.009	0.027	*/12	—
	ノニルフェノール	(mg/L)	0.00017	0.00014	0.00020	*/2	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	(mg/L)	0.0031	0.0016	0.0045	*/2	—	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12	0.003以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12	0.05以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.0003	<0.0002	0.0003	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.03以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.01以下
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下
	ふっ素	(mg/L)	0.09	0.08	0.12	0/6	0.8以下
ほう素	(mg/L)	0.06	0.02	0.12	0/6	1以下	
1, 4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	0.05以下	
亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.13	0.06	0.24	*/12	—	
硝酸性窒素	(mg/L)	1.9	0.70	3.3	*/12	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.9	0.76	3.5	0/12	10以下	
特殊項目	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	(0.5以下)
	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	(0.3以下)
	溶解性鉄	(mg/L)	0.12	<0.02	0.18	0/6	(1以下)
	溶解性マンガン	(mg/L)	0.06	<0.01	0.17	0/6	(1以下)
	クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(0.2以下)
	E P N	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	(0.1以下)
その他の項目	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	—
	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.66	0.12	1.8	*/12	—
	磷酸態磷	(mg/L)	0.19	0.073	0.32	*/12	—
	電気伝導率	(mS/m)	61	21	150	*/12	—
	塩化物イオン	(mg/L)	110	30	390	*/12	—
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	—
	透視度	(cm)	41.3	21.0	70.0	*/12	—
	気温	(℃)	17.9	2.2	30.5	*/12	—
	水温	(℃)	19.3	8.7	32.7	*/12	—
	流量	(m ³ /s)	1.24	0.63	2.37	*/12	—

注1 pHからDOの平均値 (最小値・最大値) 及び観測項目については、日間平均値の年間平均値 (最小値・最大値) です。

注2 m/nは基準値等を越えた検体数/調査検体数 (m: *は判定基準なし) です。

注3 75%値は日間平均値の年間全データ (n件) を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注4 特殊項目の判定値 (環境基準の欄) は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10としています。

注5 E P Nの判定値 (環境基準の欄) は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いています。

注6 平均値算出の際には、報告下限値以下の値は報告下限値として算出しています。

(2) 海域（法第16条の測定計画に基づく測定）

年12回測定した結果、環境基準を超過した項目はありません。

区分	測定項目（単位）	水域	相模湾(2)				環境基準 (判定値)
		類型	海域 A				
		測定地点	茅ヶ崎沖（緯度N35° 18' 06" 経度E139° 23' 49"）				
		測定値	平均値	最小値	最大値	m/n	
生活環境項目	pH		8.2	8.1	8.3	0/12	7.8以上8.3以下
	COD (mg/L)		1.7 (75%値：1.8)	1.3	2.3	1/12	2以下
	DO (mg/L)		7.5	6.7	8.6	7/12	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		27	<2	240	0/12	1000以下
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	全窒素 (mg/L)		0.18	0.13	0.23	*/12	—
	全磷 (mg/L)		0.017	0.013	0.022	*/12	—
	全亜鉛 (mg/L)		0.002	<0.001	0.003	*/12	—
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6	0.003以下
	全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.01以下
	六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.05以下
	砒素 (mg/L)		0.0013	0.0010	0.0017	0/6	0.01以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.0005以下
	P C B (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	0.03以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下
	チウラム (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	0.006以下
	シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—
	セレン (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	0.01以下
	亜硝酸性窒素 (mg/L)		<0.05	<0.05	<0.05	*/12	—
	硝酸性窒素 (mg/L)		0.07	<0.05	0.10	*/12	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.12	<0.10	0.15	0/12	10以下
	特殊項目	フェノール類 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/2
銅 (mg/L)			<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	(0.3以下)
溶解性鉄 (mg/L)			<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(1以下)
溶解性マンガン (mg/L)			0.0013	0.0011	0.0014	0/2	(1以下)
E P N (mg/L)			<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	(0.006以下)
その他の項目	ニッケル (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	*/2	—
	アンモニア性窒素 (mg/L)		0.04	<0.04	0.05	*/12	—
	磷酸態磷 (mg/L)		0.006	<0.001	0.015	*/12	—
	塩分 (‰)		33.84	32.87	34.48	*/12	—
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)		<0.03	<0.03	<0.03	*/6	—
観測項目	クロロフィル a (μg/L)		3.5	0.4	10	*/12	—
	透明度 (m)		7.2	4.0	11.0	*/12	—
	気温 (℃)		19.0	6.8	28.2	*/12	—
	水温 (℃)		20.4	15.2	26.8	*/12	—

注1 m/nは基準値等を超えた検体数/調査検体数（m：*は判定基準なし）です。

注2 75%値は日間平均値の年間全データ（n件）を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注3 特殊項目の判定値（環境基準の欄）は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10としています。

注4 E P Nの判定値（環境基準の欄）は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いています。

注5 平均値算出の際には、報告下限値以下の値は報告下限値として算出しています。

(3) 河川（市計画による自主測定）

市の自主的な取り組みとして、市内を流れる千ノ川、小出川及び駒寄川の水質汚濁の状況を年6回調査しています。

ア 千ノ川（令和元年度）

千ノ川は環境基準の指定がされないため、合流先である小出川の河川B類型を準用して評価しています。

千ノ川では、全ての調査地点でBODが環境基準を超過しました。

項目	地点名	上ノ田橋		梅田橋		古相模橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	18.6	13.7～23.1	18.4	12.7～24.2	18.6	12.1～24.9	—
	透視度(cm)	>50	>50～>50	>50	>50～>50	45	30～>50	—
生活環境項目	pH	7.3	6.7～7.8	7.2	6.6～7.6	7.3	6.8～7.7	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	4.4	3.5～6.3	3.7	2.5～4.6	3.2	1.8～5.1	3以下
	COD(mg/l)	3.8	2.6～5.5	2.7	1.6～4.0	3.2	2.2～4.9	—
	SS(mg/l)	8	<1～14	9	6～16	15	4～27	25以下
	DO(mg/l)	6.3	5.6～7.4	6.4	5.2～8.4	6.8	5.2～9.1	5以上

イ 小出川（令和元年度）

小出川の環境基準は平成30年6月に類型指定が行われ、河川B類型として評価しています。

小出川では、全ての調査地点でのBOD及び浜園橋と下町屋橋でのSSが環境基準を超過しました。

項目	地点名	大黒橋		寺尾橋		浜園橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	17.9	12.7～24.5	18.4	11.5～26.5	17.7	10.6～25.3	—
	透視度(cm)	>50	>50～>50	31	17～>50	30	13～45	—
生活環境項目	pH	7.3	7.0～7.6	7.2	6.9～7.6	7.2	6.8～7.7	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	3.4	1.8～5.5	6.7	3.6～11	7.8	3.3～16	3以下
	COD(mg/l)	3.1	2.1～4.4	6.0	3.8～8.5	5.7	2.7～10	—
	SS(mg/l)	3	<1～9	19	1～31	26	4～53	25以下
	DO(mg/l)	8.4	6.9～10.0	6.5	5.1～7.5	6.8	5.3～8.0	5以上

項目	地点名	下町屋橋		宮の下橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	17.0	9.7～24.4	17.5	10.6～24.8	—
	透視度(cm)	32	15～>50	35	24～>50	—
生活環境項目	pH	7.2	6.8～7.7	7.2	6.8～7.6	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	6.8	3.7～10	3.8	2.1～4.4	3以下
	COD(mg/l)	5.8	2.9～12	4.6	2.6～7.2	—
	SS(mg/l)	29	3～94	19	2～45	25以下
	DO(mg/l)	6.3	4.6～7.5	6.3	5.4～7.7	5以上

注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

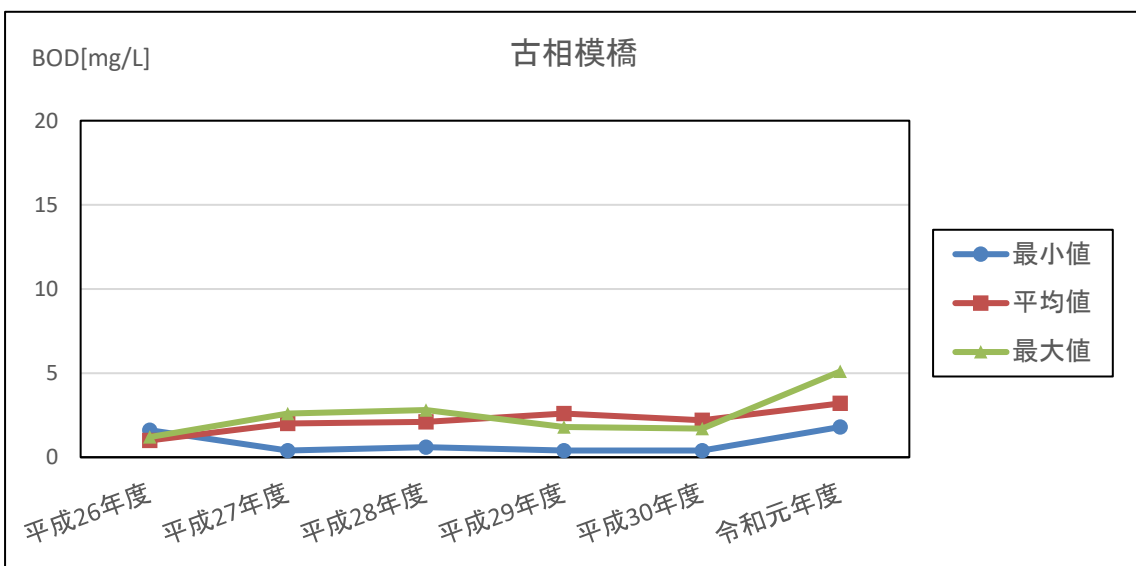
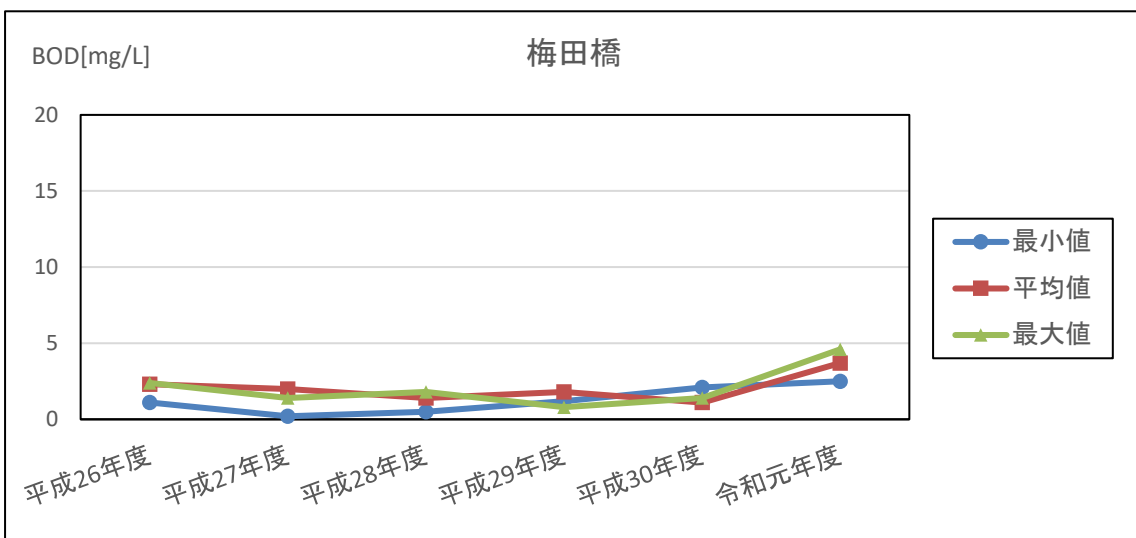
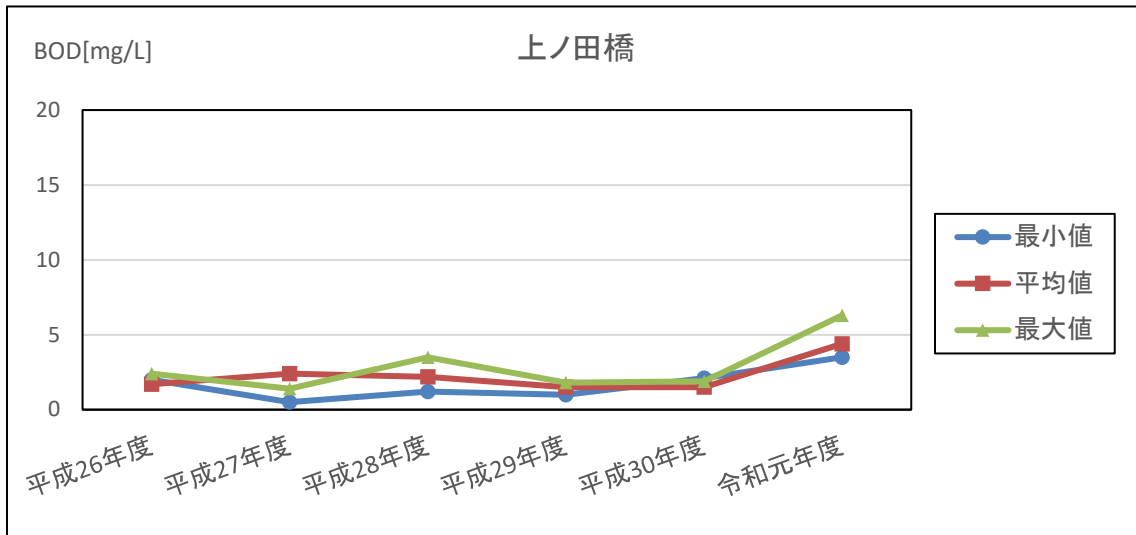


図 千ノ川 BOD経年変化

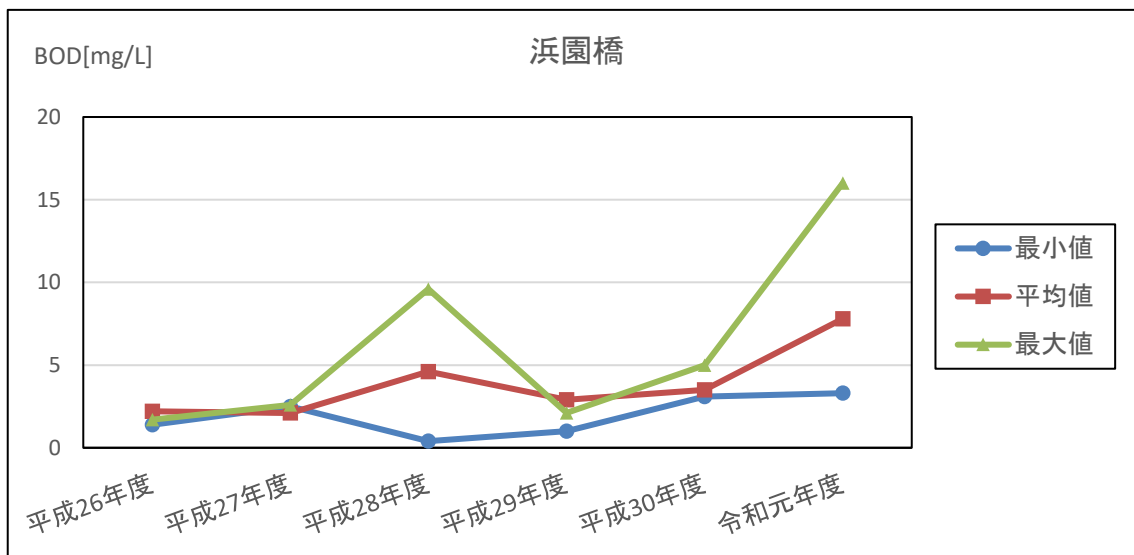
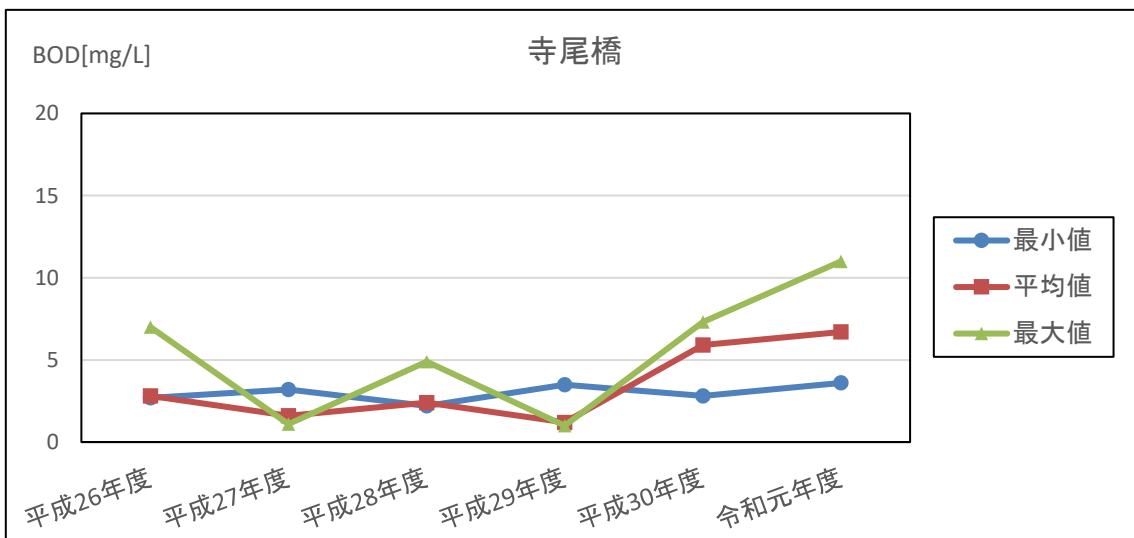
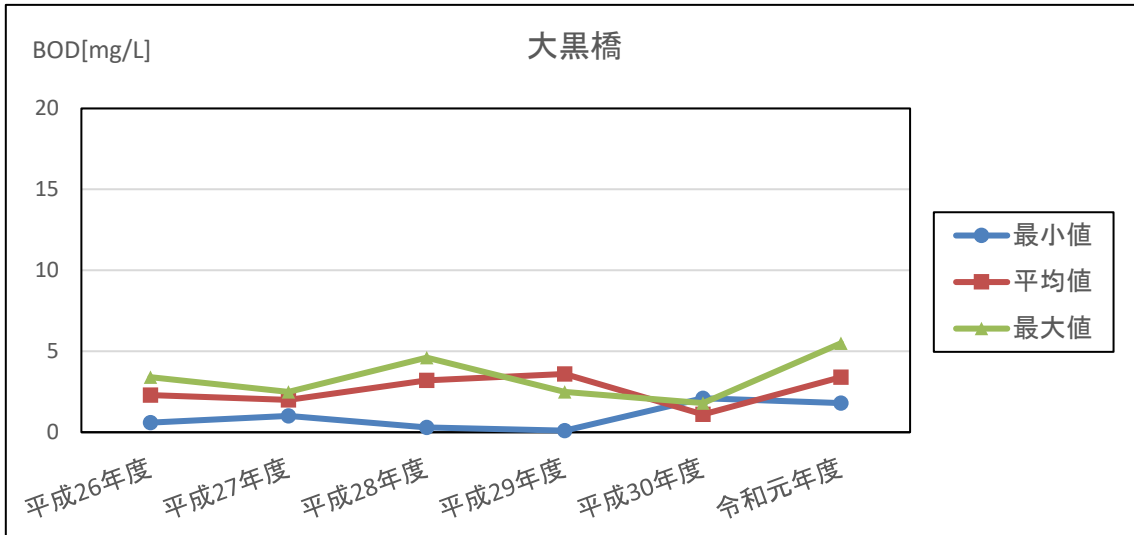


図 小出川 BOD経年変化

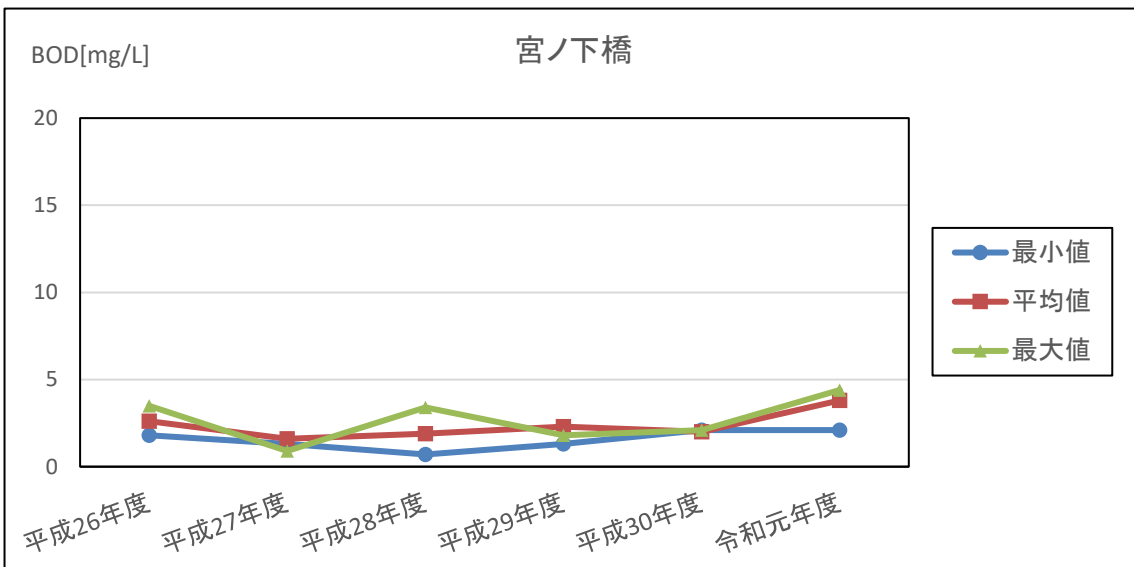
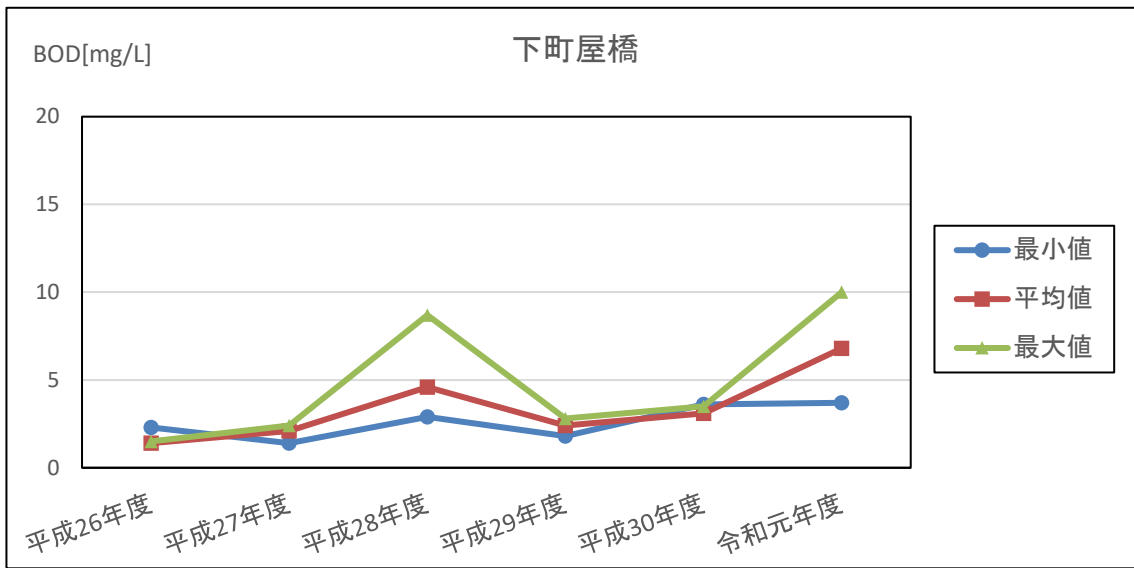


図 小出川 BOD経年変化

ウ 駒寄川（令和元年度）

駒寄川は環境基準の指定がされないため、合流先である小出川の河川B類型を準用して評価しています。

駒寄川では、中通橋でBODが環境基準を超過しました。

項目	地点名	中通橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	18.4	11.1～25.9	—
	透視度(cm)	49	46～>50	—
生活環境項目	pH	7.3	7.0～7.7	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	4.2	3.4～4.9	3以下
	COD(mg/l)	3.4	0.5～6.0	—
	SS(mg/l)	5	1～10	25以下
	DO(mg/l)	7.6	6.8～8.0	5以上

注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

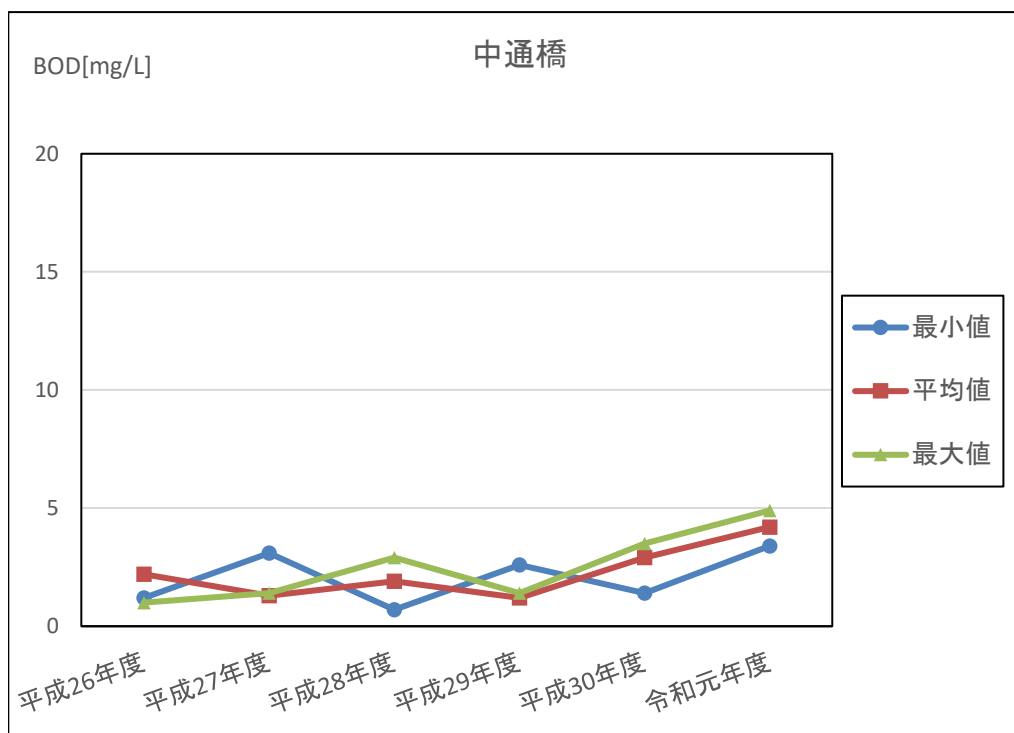


図 駒寄川 BOD経年変化

(4) 水浴場

海水浴場として利用されているサザンビーチちがさきの水質等の状況を国に報告するため、海水浴場の開設前の5月と開設中7月に測定を実施しています。

令和元年度の水質測定の結果、開設前判定は水質B、開設中判定は水質AAでした。

なお、病原性大腸菌O-157は不検出でした。

調査項目 調査時期	評価項目				判定	参考項目
	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		O-157
5月 (海水浴場開設前)	不検出	なし	3.1mg/L	1m以上	水質B	不検出
7月 (海水浴場開設中)	不検出	なし	1.6mg/L	1m以上	水質AA	不検出

水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

注1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

注2 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

注3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(5) 地下水（水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定）

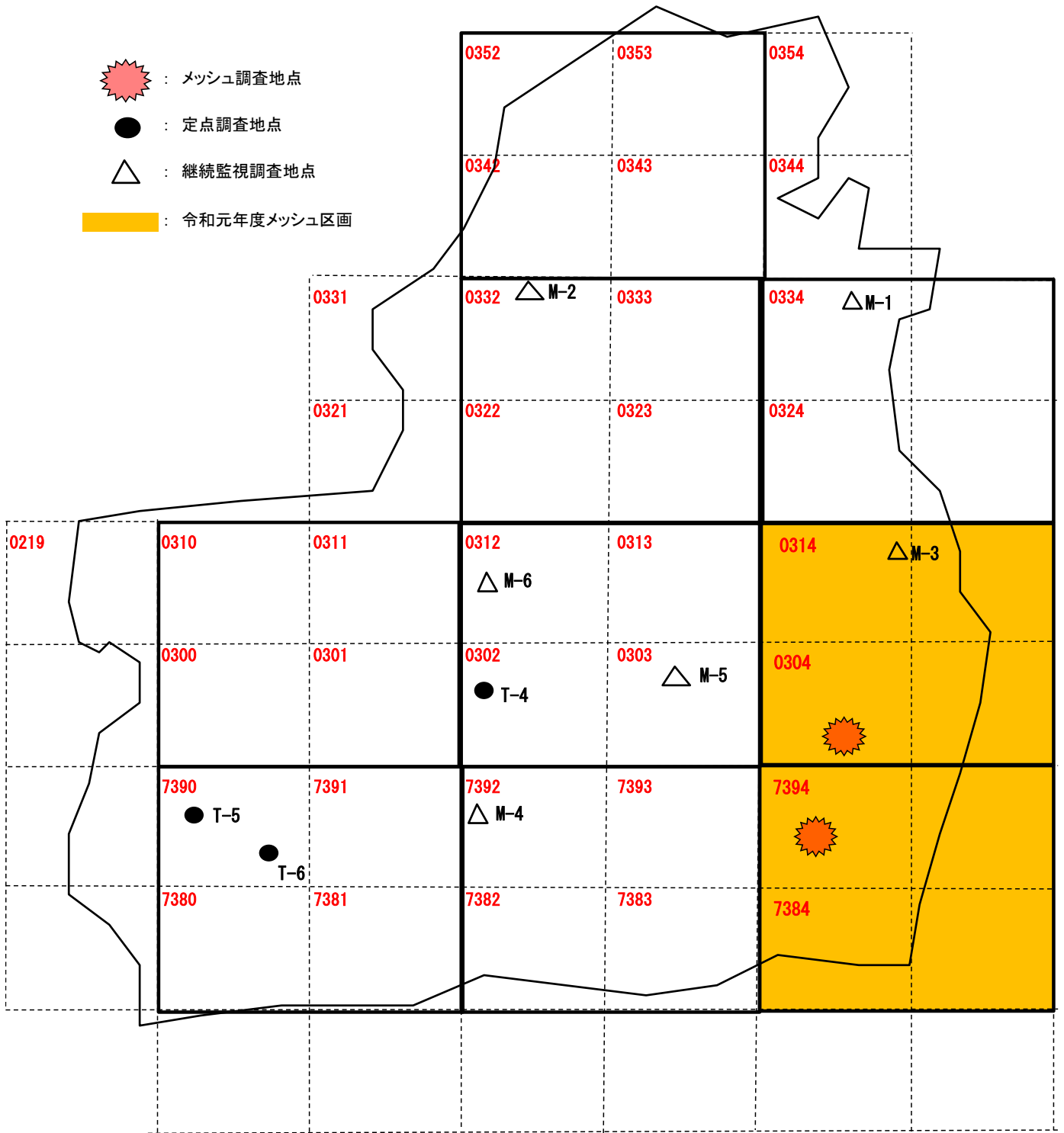
定点調査は全6地点を3地点づつ隔年で調査しています。また、メッシュ調査は県全域を2kmメッシュに区画分けし、茅ヶ崎市内の9メッシュを4年サイクル（2メッシュを3年、3メッシュを1年）で調査しています。継続監視調査は、過去の地下水水質調査において環境基準を超過した項目があった地点を引き続き調査しており、令和元年度は6地点あります。

令和元年度の結果、定点調査で環境基準の超過はありませんでした。また、メッシュ調査では7394の地点において、砒素の環境基準を超過しており、継続監視調査では、M-2、3以外の地点において、過去に環境基準を超過した項目等で環境基準を超過していました。

測定井戸情報

No.	調査種類	調査番号	測定地点	井戸の諸元	
				浅・深井戸	用途
1	定点	T-4	茅ヶ崎市茅ヶ崎	深井戸	工業用水
2	定点	T-5	茅ヶ崎市今宿	浅井戸	生活用水
3	定点	T-6	茅ヶ崎市下町屋	深井戸	工業用水
4	メッシュ	0304	茅ヶ崎市代官町	浅井戸	生活用水
5	メッシュ	7394	茅ヶ崎市富士見町	浅井戸	生活用水
6	継続監視調査	M-1	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水
7	継続監視調査	M-2	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水
8	継続監視調査	M-3	茅ヶ崎市赤羽根	浅井戸	生活用水
9	継続監視調査	M-4	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水
10	継続監視調査	M-5	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水
11	継続監視調査	M-6	茅ヶ崎市円蔵	浅井戸	生活用水

図 地下水調査地点（令和元年度）



ア 地下水水質常時監視調査結果（定点調査及び継続監視調査・令和元年度）

定点調査では、環境基準の超過はありません。
 継続監視調査では、M-1、M-2、M-3、M-6は、過去に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過があったため、同物質を引き続き測定した結果、M-1、M-6の地点で同様に環境基準の超過が確認されました。また、M-4、M-5は、過去にトリクロロエチレンの環境基準超過があったため、同物質及び分解生成物について測定した結果、M-4ではトリクロロエチレン、M-5ではトリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。

調査項目	定点調査						継続監視調査						単位 (ng/L)
	調査区分		T-4	T-5	T-6	M-1	M-2	M-3	M-4	M-5	M-6		
	番号	名称	茅ヶ崎市 茅ヶ崎戸 工業用水	茅ヶ崎市 今宿 浅井戸 生活用水	茅ヶ崎市 下町屋 深井戸 工業用水	茅ヶ崎市 堤 浅井戸 生活用水	茅ヶ崎市 下寺尾 浅井戸 生活用水	茅ヶ崎市 赤羽根 浅井戸 生活用水	茅ヶ崎市 十間坂 浅井戸 生活用水	茅ヶ崎市 本村 浅井戸 生活用水	茅ヶ崎市 円蔵 浅井戸 生活用水		
カドミウム	0.003以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと		0.1未満	0.1未満	0.1未満	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン	0.002以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	0.0002未満	0.0083	-	-	-
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	-	-	0.0094	0.069	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	0.0075	0.069	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	-		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	0.0019	0.0005	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	-	-	0.030	0.064	-	-	-
チウラム	0.006以下		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	-		0.05未満	1.6	0.05未満	17	10	9.7	-	-	-	-	53
亜硝酸性窒素	-		0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	-	-	-	-	0.05未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下		0.1未満	1.6	0.1未満	17	10	9.7	-	-	-	-	53
ふっ素	0.8以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	1以下		0.02	0.02	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率 (mS/m)	-		69	17	54	25	26	73	21	20	20	8.2	68
pH	※5.8~8.6		8.0	7.0	8.0	6.6	6.7	6.6	8.5	8.2	8.2	6.9	6.9
水温 (℃)	-		17.0	19.0	17.2	17.8	19.0	17.0	20.0	18.5	18.5	18.0	18.0
臭気	-		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
外観	-		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明

注1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。

注2 大文字部分は、環境基準値の超過を示しています。

イ 地下水水質常時監視調査結果（メッシュ調査・令和元年度）
メッシュ調査では、7394の地点で砒素の環境基準を超過しました。

単位(mg/L)

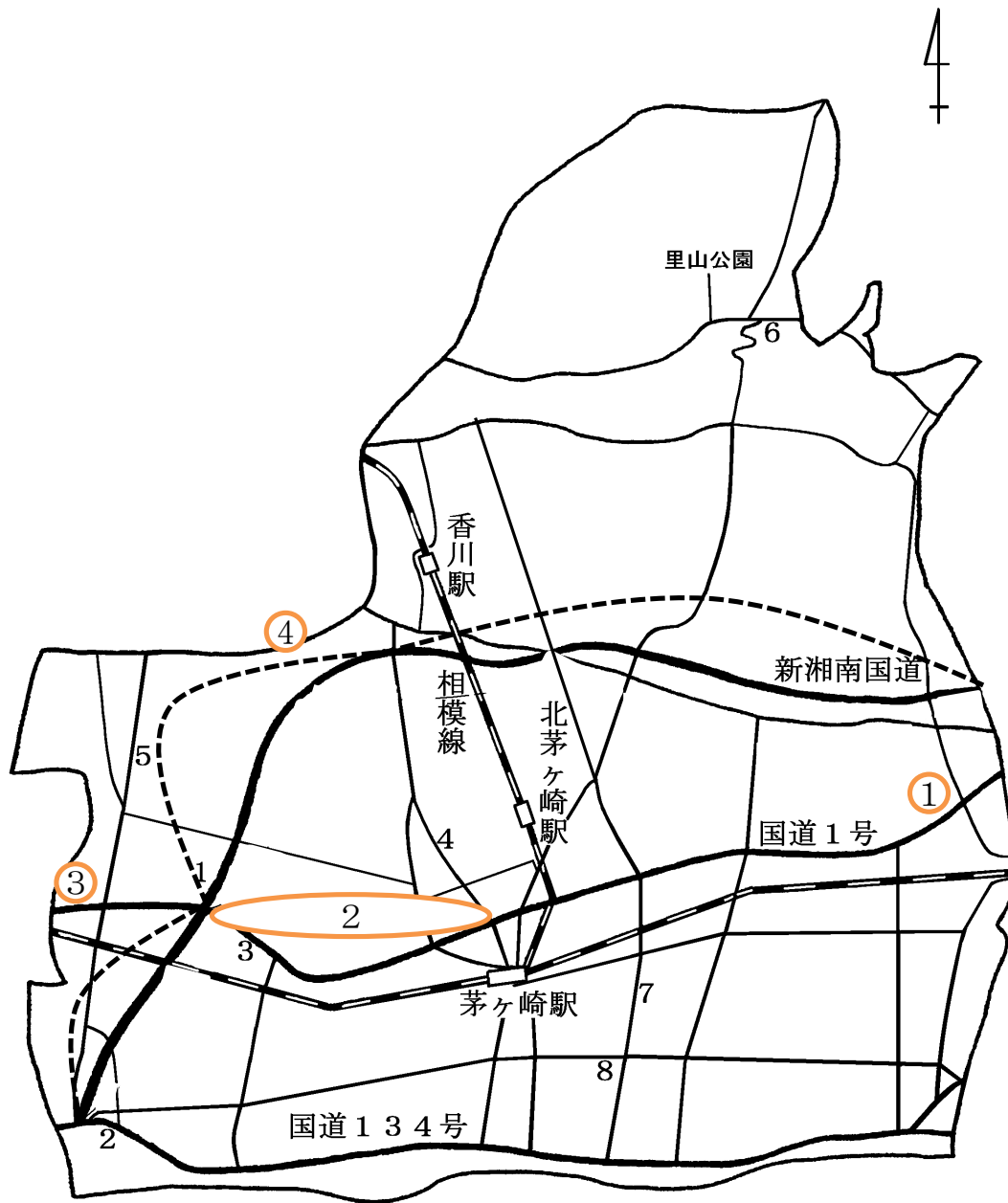
調査項目	調査区分	メッシュ調査			
	番号	0304	7394		
	調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市		
	調査地区名	代官町	富士見町		
	深度区分	浅井戸	浅井戸		
	用途区分	生活用水	生活用水		
	測定年月	令和元年10月25日			
環境基準					
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	
	全シアン	検出されないこと	0.1未満	0.1未満	
	鉛	0.01以下	0.005未満	0.005未満	
	六価クロム	0.05以下	0.02未満	0.02未満	
	砒素	0.01以下	0.005未満	0.011	
	総水銀	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	
	PCB	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	
	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0004未満	0.0004未満	
	チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	
	シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満	
	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	
	セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	
	硝酸性窒素	-	5.5	0.25	
	亜硝酸性窒素	-	0.05未満	0.05未満	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	5.5	0.30	
	ふっ素	0.8以下	0.08未満	0.09	
	ほう素	1以下	0.03	0.02	
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	
	一般項目	電気伝導度 (mS/m)	-	31	26
		水素イオン濃度	※5.8~8.6	7.5	7.9
水温 (°C)		-	17.5	18.9	
臭気		-	無臭	無臭	
外観		-	無色透明	無色透明、茶色の沈殿あり	

注1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。

4－3 騒音・振動

- (1) 自動車交通騒音常時監視
- (2) 道路端測定（市自主調査）
- (3) 一般環境騒音測定
- (4) 航空機騒音

自動車交通騒音等測定地点図



(1) 自動車騒音常時監視

- ① 一般国道1号……………小和田2-12-66付近
- ② 一般国道1号……………①の測定結果を利用し画的評価
- ③ 一般国道1号……………中島152付近
- ④ 伊勢原藤沢：一般国道468号(圏央道)……………高座郡寒川町田端755付近

(2) 道路端測定(市自主調査)

- 1 新湘南国道……………市営今宿住宅1号棟(今宿243-3)
- 2 国道134号……………柳島記念館(柳島1900)
- 3 国道1号……………下町屋自治会館前(下町屋1-6-19)
- 4 県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)……………茅ヶ崎市消防署前(矢畑1280-3)
- 5 県道46号(相模原茅ヶ崎線)……………萩園一般事業所(萩園1305-2)
- 6 県道47号(藤沢平塚線)……………皆楽荘前(堤1928)
- 7 市道東海岸寒川線……………東海岸北五丁目(東海岸北5-1-33)
- 8 市道柳島小和田線……………東海岸駐在所前(東海岸南2-11-1)

(2) 道路端測定(市自主調査・令和元年度)

市内の主要8路線の騒音の状況は、市道東海岸寒川線を含む2路線では昼夜ともに環境基準を超過していました。また、国道1号線を含む3路線では、夜間のみ環境基準を超過していた。その他の路線では、昼夜ともに環境基準を達成していました。
なお、騒音及び振動の要請限度を超過した路線はありませんでした。

測定地点	騒音 (Leq)						振動※2 (L ₁₀)				用途地域	測定日
	測定結果		環境基準		要請限度		測定結果		要請限度			
	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 8～19時	夜 19～8時	昼 8～19時	夜 19～8時		
1 新湘南国道 今宿市営住宅1号棟 今宿243-3	60	56	65	60	75	70	65	29	65	60	第1種住居	12月4日 から 12月5日
2 国道134号(※1) 柳島記念館 柳島1900	70	68	70	65	75	70	65	36	65	60	調整	11月12日 から 11月13日
3 国道1号(※1) 下町屋自治会館 下町屋1-6-19	69	67	70	65	75	70	65	36	65	60	第2種住居	11月20日 から 11月21日
4 県道45号(※1) 茅ヶ崎市消防署 矢畑1280-3	70	67	70	65	75	70	65	33	70	65	工業	11月28日 から 11月29日
5 県道46号(※1) 事業所駐車場 萩園1305-2	68	65	70	65	75	70	65	37	70	65	準工業	11月19日 から 11月20日
6 県道47号(※1) 皆楽荘 堤1928	69	64	70	65	75	70	65	36	65	60	調整	11月13日 から 11月14日
7 市道東海岸寒川線 一般住宅駐車場 東海岸北5-1-33	67	62	65	60	75	70	65	32	65	60	第1種住居	12月3日 から 12月4日
8 市道柳島小和田線 東海岸駐在所 東海岸南2-11-1	67	62	65	60	75	70	65	29	65	60	第1種住居	11月26日 から 11月27日

 : 環境基準超過
 : 要請限度超過

注 ※1は幹線交通を担う道路に近接する区域、空間です。(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。)
※2は、振動には環境基準の設定がありません。

(3) 一般環境騒音測定（令和元年度）

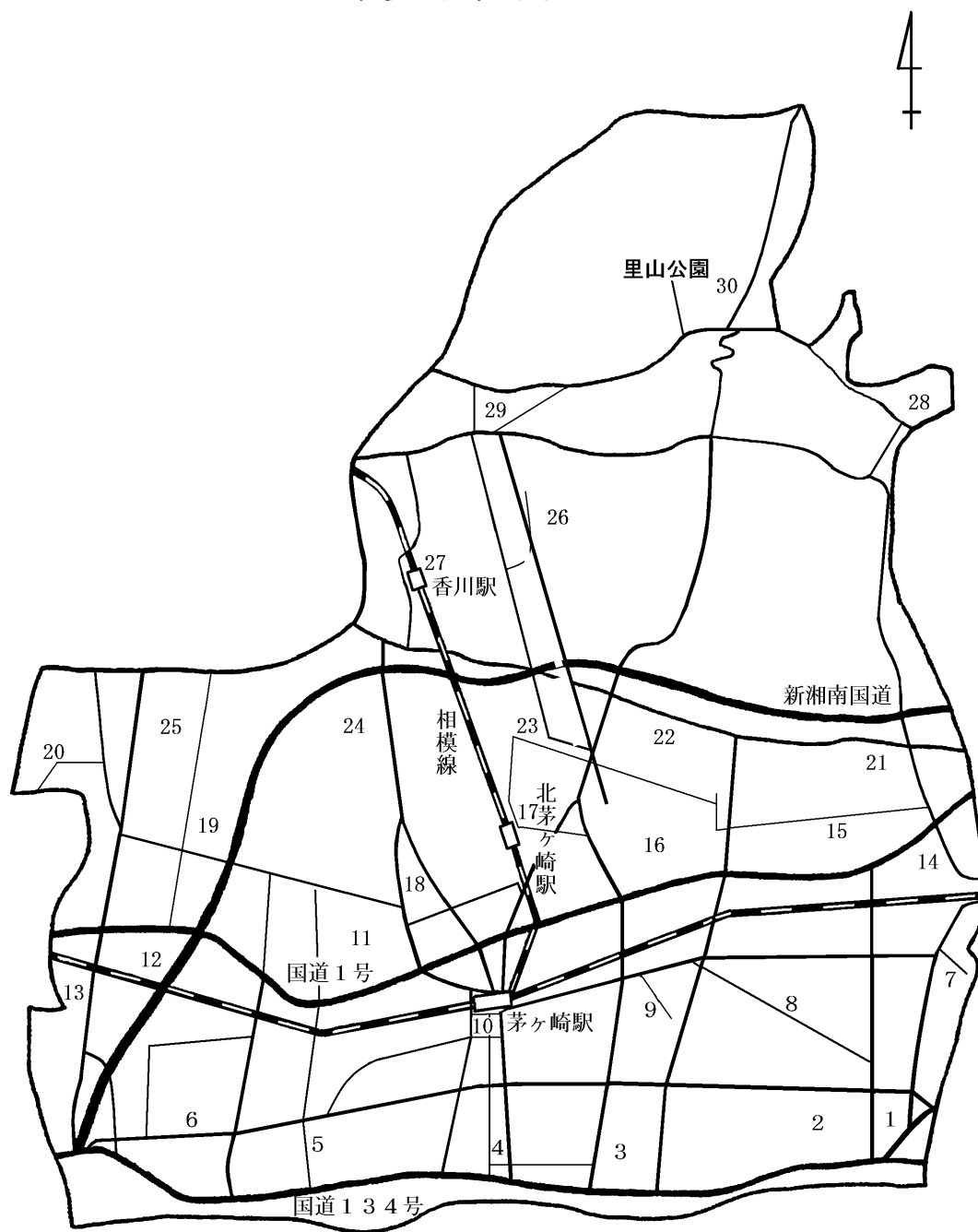
茅ヶ崎市では、平成24年度に環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定を行い、市内の環境基準の順守状況を自主的な測定で確認してきましたが、環境基準を継続的にほぼ全ての地点で達成しているため、平成30年度から測定方法を見直し、測定地点全30地点を4年間に分けて昼間調査することとしました。

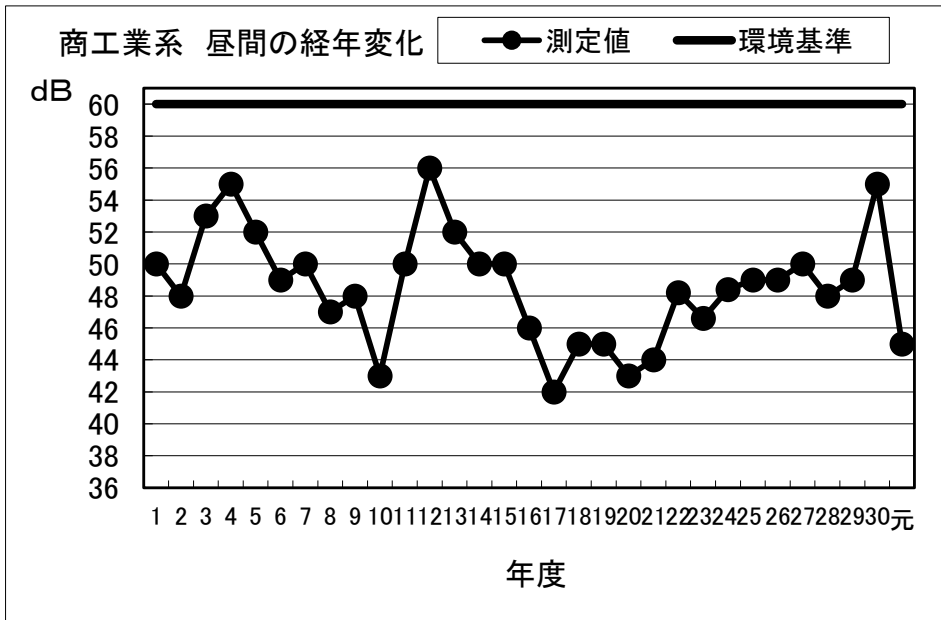
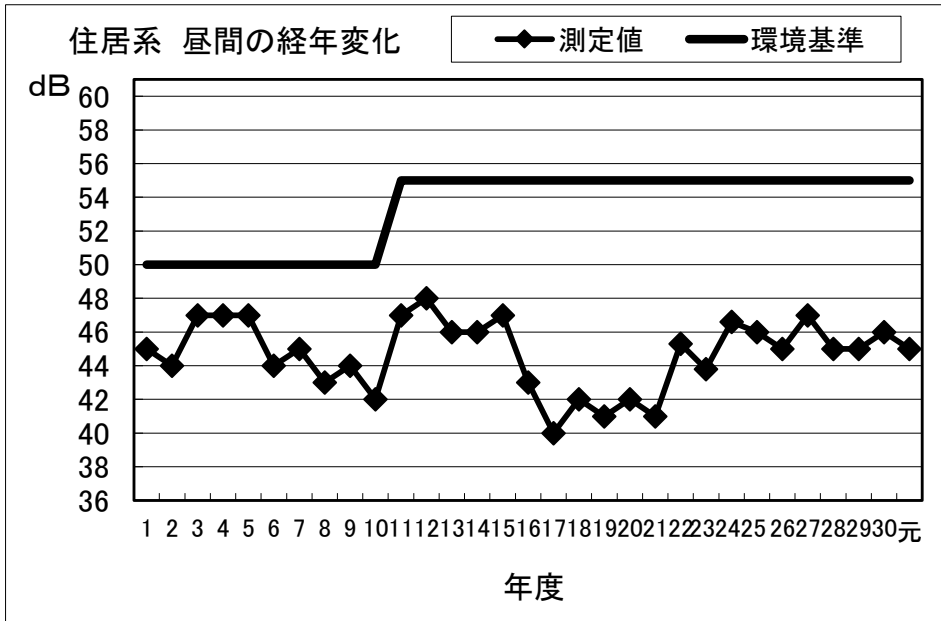
令和元年度は7地点を調査し、全ての地点で環境基準を達成していました。

(dB)

No.	測定場所	用途地域	等価騒音レベル	
			昼間 6時～22時	
			測定値	環境基準
1	緑が浜7-57	第1種住居	-	55
2	浜須賀7-46	第1種低層住居専用	-	55
3	東海岸南5-3-47	第1種低層住居専用	-	55
4	東海岸南1-15-24	第1種低層住居専用	-	55
5	南湖4-10-10	第1種低層住居専用	-	55
6	浜見平8-2	第1種中高層住居専用	-	55
7	浜竹4-1-21	第1種低層住居専用	-	55
8	美住町14-25	第1種低層住居専用	-	55
9	東海岸北4-12-28	第1種低層住居専用	-	55
10	共恵1-4-25	商業	-	60
11	浜之郷1177-19	第1種住居	41	55
12	中島1373-3	準工業	-	60
13	中島874-14	第1種中高層住居専用	-	55
14	本宿町6-48	準工業	-	60
15	小和田1-8-47	第1種中高層住居専用	-	55
16	本村5-19-40	第1種中高層住居専用	-	55
17	茅ヶ崎521-3	第1種中高層住居専用	43	55
18	矢畑747	第1種住居	50	55
19	萩園2114-82	第1種中高層住居専用	41	55
20	萩園3184-9	工業	45	60
21	菱沼1-22-3	第1種中高層住居専用	-	55
22	高田2-11-30	第1種低層住居専用	-	55
23	鶴が台5-4	第1種中高層住居専用	-	55
24	西久保726-2	第1種中高層住居専用	51	55
25	萩園1469-5	第1種中高層住居専用	44	55
26	松風台12-22	第1種低層住居専用	-	55
27	香川6-22-26	近隣商業	-	60
28	堤41-6	第1種低層住居専用	-	55
29	下寺尾1574	調整	-	55
30	芹沢902-21	調整	-	55
平均値			45	

環境騒音測定地点図





注1 測定値及び環境基準値は、平成10年度まで中央値、平成11年度から等価騒音レベルとなっています。

(4) 航空機騒音 (令和元年度)

茅ヶ崎市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けているため、市内3ヶ所で航空機騒音自動観測装置を設置し測定しました。

全ての地点において環境基準を達成しました。

測定地点	期間内の値	環境基準	測定期間
	Lden[dB]		
茅ヶ崎市斎場	35.9	57	令和元年4月1日～令和2年3月31日 (欠測期間：令和元年7月1日～令和元年9月11日)
赤羽根中学校	40.8	57	令和元年4月1日～ 令和2年3月31日
松浪中学校	38.6	57	令和元年4月1日～ 令和2年3月31日

注1 平成25年4月1日から環境基準はWCPNL値からLdenに変更となりました。環境基準は57dB以下です。Ldenとは時間帯補正等価騒音レベル(昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル)のことを指します。

注2 期間内の値とは、測定期間のLdenのパワー平均値です。



図 航空機騒音測定地点

4-4 地 盤 沈 下

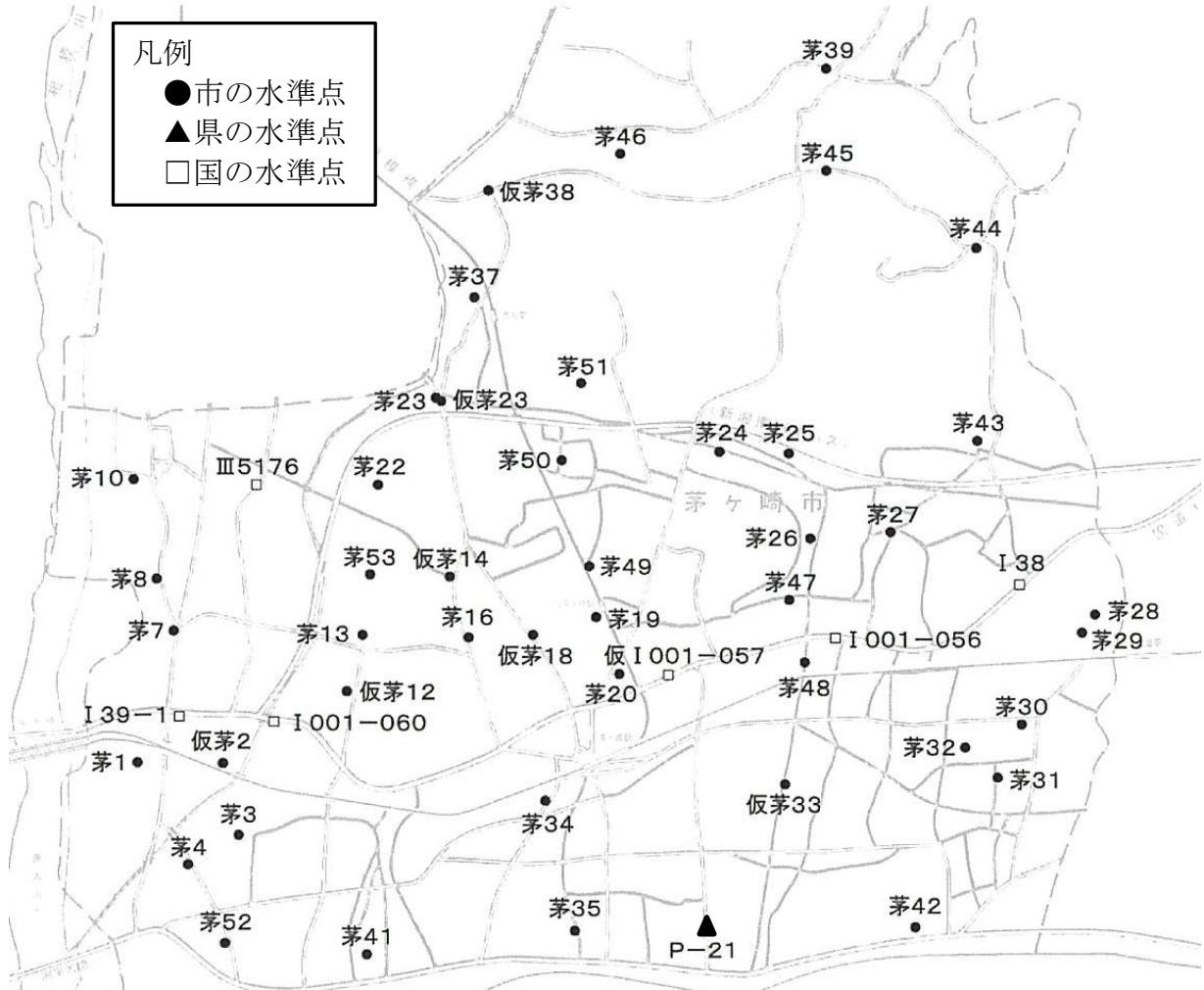
市では地盤沈下防止のため主に次の事業を実施しています。

- 地下水採取量調査 採取量及び地下水位測定結果報告徴収・適正利用指導
- 公共水準測量 市内46.25km

(1) 公共測量

神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、茅ヶ崎市内在地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから、隔年で水準測量を実施しています。

茅ヶ崎市内の地盤沈下の状況は次頁のとおりでした。



水準測量路線網図

番号		番号		番号		番号	
1	日枝神社	24	本在寺	42	小和田浜公園	I 38	本宿町2-6番地先路上
仮2	中島1341番地先路上	25	神明大神社	43	宝積寺	I 39-1	信隆寺
3	善福寺	26	永昌寺	44	湘南カントリークラブ	III5176	満福寺
4	柳島小学校	27	松林小学校	45	フジ化成工業(株)		
7	ナストーア(株)	28	赤松公園	46	北陽中学校		
8	BASFジャパン(株)	29	湘南CORUN ENERGY(株)	47	松林中学校		
10	市環境事業センター	30	ふれあい活動ホームあかしあ	48	TOTO(株)		
仮12	ベルコースト茅ヶ崎前路上	31	松浪中学校	49	円蔵小学校		
13	鶴嶺児童公園	32	松浪小学校	50	鶴が台小学校		
仮14	矢畑18-5番地先路上	仮33	東海岸北4-16-8番地先路上	51	香川小学校		
16	タテノロップスポーツクラブ茅ヶ崎	34	茅ヶ崎小学校	52	市柳島ポンプ場		
仮18	東邦チタニウム(株)西側路上	35	茅ヶ崎市営球場	53	鶴嶺中学校正門		
19	東邦チタニウム(株)	37	浄心寺	P-21	第一中学校		
20	一里塚公園	仮38	茅ヶ崎北陵高等学校南東交差点	001-056	小桜町1-38番地先路上		
22	宝生寺	39	小出小学校	仮1-057	本村歩道橋脇		
23	東京電力(株)茅ヶ崎変電所	41	西浜中学校	001-060	三ツ茅ヶ崎店前路上		

茅ヶ崎市地盤沈下調査変動量

世界測地系(測地成果2011)

水準点 番号	所在地		調査開始 年月日	各 年 別 変 動 量 (mm)						過去 6年間の 変動量 平成28.1.1 令和2.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	※2 令和2.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備 考
	町(字)名	目 標		※1 平成26.1.1 平成28.1.1	平成28.1.1 平成29.1.1	※1 平成28.1.1 平成30.1.1	平成30.1.1 平成31.1.1	※1 平成30.1.1 令和2.1.1					
茅1 中島134		日枝神社	H21.1.1	-8.7	欠測	欠測	-1.3	欠測	-8.2	-18.2	-54.2	3.1638	平成20年度改理
仮茅2 中島1355地先		竜泉寺の湯前路上	H26.1.1	-	欠測	欠測	-2.6	欠測	-8.9	-	-11.5	2.9947	平成27年度仮点
茅3 柳島1丁目3-28		普福寺	S49.1.1	-8.1	欠測	欠測	-1.8	欠測	-10.0	-19.9	-127.6	2.5059	
茅4 柳島1594		柳島小学校	S49.1.1	-9.0	欠測	欠測	-1.5	欠測	-10.2	-20.7	-115.7	3.2394	昭和56年度改理
茅7 萩園2678		ナストアアール	H24.1.1	-9.6	欠測	欠測	-3.2	欠測	-7.6	-20.4	-24.9	4.1136	平成23年度改理
茅8 萩園2722		BASFジャパン(株)技術センター	S49.1.1	-8.9	欠測	欠測	-3.1	欠測	-6.9	-18.9	-121.4	4.0117	
茅10 萩園836		市環境事業センター	S49.1.1	-7.2	欠測	欠測	-4.1	欠測	-6.8	-18.1	-117.9	5.1789	
仮茅12 下町屋3丁目5-38地先		ベトルコースト茅ヶ崎前	H26.1.1	-7.4	欠測	欠測	-2.9	欠測	-9.3	-19.6	-19.6	3.3195	平成25年度仮点
茅13 浜之郷444地先		鶴岡児童公園	S49.1.1	-7.9	欠測	欠測	-3.9	欠測	-9.2	-21.0	-123.7	3.3503	
仮茅14 矢畑64地先		矢畑64地先路上	H16.1.1	-6.7	欠測	欠測	-2.7	欠測	-9.3	-18.7	-69.3	4.6980	平成15年度仮点
茅16 茅ヶ崎4丁目4-16地先		ダンロップスポーツクラブ茅ヶ崎敷地内	H3.1.1	-8.0	欠測	欠測	-4.4	欠測	-7.2	-19.6	-93.1	4.5770	平成2年度改理
仮茅18 茅ヶ崎4丁目4-16地先		東邦チタニウム(株)西路上	H14.1.1	-8.7	欠測	欠測	-4.4	欠測	-7.0	-20.1	-81.2	3.4743	平成13年度仮点
茅19 茅ヶ崎3丁目3-5		東邦チタニウム(株)	S49.1.1	-9.2	欠測	欠測	-5.0	欠測	-8.9	-23.1	-146.6	4.5896	
茅20 茅ヶ崎2丁目7-58		一里塚公園	H9.1.1	-10.0	欠測	欠測	-5.4	欠測	-8.8	-24.2	-108.2	4.7916	平成8年度改理
茅22 西久保546		牟生寺	H7.1.1	-5.5	欠測	欠測	-3.1	欠測	-7.4	-16.0	-71.4	5.9421	平成6年度改理
茅23 西久保1645		東京電力(株)茅ヶ崎変電所内	S49.1.1	-6.0	欠測	欠測	-3.2	欠測	-6.6	-15.8	-89.8	6.2283	昭和57年度改理
茅24 高田1丁目1569		本在寺	S59.1.1	-5.8	欠測	欠測	-3.2	欠測	-4.9	-13.9	-88.8	8.8642	昭和58年度改理
茅25 赤羽根468		神明大神社	S49.1.1	-6.7	欠測	欠測	-5.0	欠測	-5.0	-16.7	-109.8	11.5917	
茅26 壺田1丁目15-266		永昌寺	S62.1.1	-6.8	欠測	欠測	-4.4	欠測	-4.1	-15.3	-79.0	10.4757	昭和61年度改理
茅27 壺田1丁目1-1		松林小学校	S49.1.1	-7.4	欠測	欠測	-3.6	欠測	-4.0	-15.0	-110.2	10.1692	
茅28 赤松町12-40		赤松公園	H30.1.1	-9.7	欠測	欠測	-	欠測	-6.8	-	-7.3	12.8974	平成29年4月移設
茅29 本宿町11-66		湘南CORUN ENERGY(株)	S49.1.1	-8.8	欠測	欠測	-6.3	欠測	-5.5	-20.6	-96.9	12.0946	
茅30 松浪1丁目10-4		ふれあい活動ホームあかしあ	S55.1.1	-8.8	欠測	欠測	-2.5	欠測	-6.7	-18.0	-102.0	11.2453	昭和54年度改理
茅31 松浪2丁目6-47		松浪中学校	S49.1.1	-8.7	欠測	欠測	-1.1	欠測	-6.4	-16.2	-107.8	10.2930	
茅32 松浪1丁目1-61		松浪小学校	S49.1.1	-9.3	欠測	欠測	-2.6	欠測	-7.8	-19.7	-109.4	11.5646	
仮茅33 東海岸北4丁目16-8地先		東海岸北4丁目16-8地先路上	H14.1.1	-8.2	欠測	欠測	-1.9	欠測	-5.0	-15.1	-68.2	10.0638	平成13年度仮点
茅34 共恵1丁目10-23		茅ヶ崎小学校	S49.1.1	-8.7	欠測	欠測	-4.8	欠測	-4.6	-18.1	-106.0	6.1342	
茅35 中海岸3丁目3-11		茅ヶ崎市営球場	S49.1.1	-8.9	欠測	欠測	-2.5	欠測	-5.4	-16.8	-129.1	7.0816	
茅37 香川1205		浄心寺駐車場	H21.1.1	-6.4	欠測	欠測	-3.1	欠測	-5.8	-15.3	-50.1	11.9629	平成20年度改理
茅38 下寺尾515		茅ヶ崎北陵高等学校	S49.1.1	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	-	-	-	平成27年度より欠測
仮茅38 下寺尾444-7地先		茅ヶ崎北陵高等学校南東交差点	H26.1.1	-4.8	欠測	欠測	-2.1	欠測	-6.3	-13.2	-13.2	14.3280	平成25年度仮点
茅39 芹沢944		小出小学校	S49.1.1	-4.8	欠測	欠測	-2.7	欠測	-5.0	-12.5	-94.4	52.0929	
茅41 南瀬6丁目15-3		西浜中学校	S49.1.1	-8.3	欠測	欠測	-1.9	欠測	-10.6	-20.8	-134.9	8.7374	
茅42 浜須賀18-5834		小和田浜公園	S49.1.1	-	欠測	欠測	-0.8	欠測	-7.9	-	-108.9	4.4011	平成25年度欠測
茅43 赤羽根3042		宝積寺	S55.1.1	-7.0	欠測	欠測	-3.3	欠測	-4.2	-14.5	-98.6	15.9612	
茅44 赤羽根4228		湘南センタークラブ	S55.1.1	-4.4	欠測	欠測	-4.4	欠測	-5.3	-14.1	-86.4	46.3735	

※1：平成25年度より隔年実施の為、2年間変動量を記載。

※2：平成28.1.1からの標高は、関東地区地盤沈下調査測量協議会計算の「110350」および「交35-7」の成果に基づき計算したものである。

茅ヶ崎市地盤沈下調査変動量

世界測地系(測地成果2011)

水準点 番号	所在地		調査開始 年月日	各年別変動量(mm)				過去 6年間の 変動量 平成26.1.1 令和2.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	※2 令和2.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備考
	町(字)名	目標		※1 平成26.1.1 平成28.1.1	※1 平成28.1.1 平成30.1.1	※1 平成30.1.1 平成31.1.1	※1 平成30.1.1 令和2.1.1				
茅45 堤2412		フジ化成工業構	S55.1.1	-7.2	欠測	欠測	-6.1	-192.8	17.3403		
茅46 下寺尾1660		北陽中学校	S55.1.1	-4.3	欠測	欠測	-5.7	-95.4	15.9150		
茅47 釜田3丁目1-1		松林中学校	S55.1.1	-7.7	欠測	欠測	-4.7	-92.7	15.5818		
茅48 本村2丁目8-1		榑TOTO	S55.1.1	-8.3	欠測	欠測	-6.7	-95.7	11.6277		
茅49 円蔵1丁目13-1		円蔵小学校	S55.1.1	-9.5	欠測	欠測	-9.1	-167.6	5.3200		
茅50 鶴が台12-1		鶴が台小学校	S57.1.1	-7.5	欠測	欠測	-7.1	-99.7	6.1746	昭和56年度改理	
茅51 香川1丁目33-1		香川小学校	S55.1.1	-5.5	欠測	欠測	-5.2	-71.8	9.9025	平成27年11月移設	
茅52 柳島1283		柳島ポンプ場	H28.1.1	-	欠測	欠測	-11.7	-12.7	4.0876	平成29年8月新設	
茅53 浜之郷500		鶴嶺中学校正門	H30.1.1	-	-	-	-7.7	-7.7	4.6960		
P-21 東海岸南4丁目10-1		第一中学校	S49.1.1	-9.6	欠測	欠測	-5.8	-69.7	5.9343		
I 138 本宿町2-6地先		本宿町2-6地先路上	S49.1.1	-8.8	欠測	欠測	-6.3	-102.1	11.9192		
I 139-1 今宿841		信隆寺	S49.1.1	-9.9	欠測	欠測	-8.8	-108.0	3.4971		
I 001-056 小椋町1-1地先		小椋町1-1地先路上	H19.1.1	-8.6	欠測	欠測	-6.3	-66.2	15.7181	平成18年度移設	
板 I 001-057 本村4丁目2-25地先		本村歩道橋脇	H28.1.1	-	欠測	欠測	-6.4	-10.3	13.7703	平成27年度版点	
I 001-060 下町屋1丁目5-1地先		ニノ茅ヶ崎店前路上	S64.1.1	-7.9	欠測	欠測	-10.1	-94.1	5.6352	昭和63年度改理	
III5176 萩園1632		濱福寺	S49.1.1	-6.1	欠測	欠測	-7.3	-92.8	4.6538		

※1：平成25年度より隔年実施の為、2年間変動量を記載。

※2：平成28.1.1からの標高は、関東地区地盤沈下調査測量協議会計算の「I 10350」および「交35-7」の成果に基づき計算したものである。

令和元年度沈下水準点数・沈下面積等

調査水準点数	51	測量延長(km)	48.61
有効水準点数	51	調査面積(km ²)	35.710
沈下水準点数	51	沈下面積(km ²)	35.710
5mm未満	6	5mm未満	3.197
5mm以上10mm未満	40	5mm以上10mm未満	30.466
10mm以上15mm未満	5	10mm以上15mm未満	2.047
15mm以上	0	15mm以上	0.000
不動水準点数	0		
隆起水準点数	0	隆起面積(km ²)	0.000
5mm未満	0	5mm未満	0.000
5mm以上10mm未満	0	5mm以上10mm未満	0.000
10mm以上	0	10mm以上	0.000

※有効水準点とは、前年の調査結果との比較が可能な水準点をいう。

区 分	所 在 地	水準点 番 号	沈下量(cm)
2年間最大沈下点	柳島1283	茅52	-1.17
最近6年間の累積最大沈下点	茅ヶ崎2丁目7-58	茅20	-2.42
調査開始以来の累計最大沈下点	堤2412	茅45	-19.28

2年間沈下量上位5地点

順位	所 在 地	水準点 番 号	沈下量(cm)
1	柳島1283	茅52	-1.17
2	南湖6丁目15-3	茅41	-1.06
3	柳島1594	茅4	-1.02
4	下町屋1丁目5-1地先	001-060	-1.01
5	柳島1丁目3-28	茅3	-1.00

環境に関する用語の解説

環境に関する用語の解説

〔あ行〕

【アルキル水銀／R-Hg】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基（ CH_3 ）エチル基（ C_2H_5 ）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

【硫黄酸化物／ SO_x 】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄（ SO_2 ）と無水硫酸（ SO_3 ）をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

【一酸化炭素／CO】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

【一酸化窒素／NO】

⇒窒素酸化物／ NO_x

【1, 1, 1 - トリクロロエタン／ $\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}_3$ 】

⇒有機塩素系化合物

【1, 4 - ジオキサン】

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使われており、有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、合成皮革や塗料などの溶剤として使われている。人体への影響は、咳、頭痛、意識喪失などがある。

【SS／浮遊物質】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

【Lden／エルデン】(時間帯補正等価騒音レベル)

昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（平成19年12月17日環境省告示第114号）が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日に施行。

これにより、平成25年4月1日以降は、航空機騒音の評価指針が最大騒音レベルと航空機数に基づく評価である『WECPNL』から、時間帯補正等価騒音レベルである『Lden』に改正されます。

環境基準は、57dB以下。

【O-157】

一部の腸菌には人間に対し強い毒素をもつものが知られている。このように、人間の腸管内に感染して下痢症などを引き起こす腸菌を「病原性大腸菌」と呼んでいる。

O-157は病原性大腸菌の1種で、出血性大腸炎に続いて溶血性尿毒症を引き起こすことが知られている。なお、O-157の名称は菌の血清型による分類からきており、O型抗原で157番目に確認されたものであることを示している。

【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているため、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加してくると、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

温室効果ガスとは、二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化防止の重要課題と課題となっています。

【か行】

【カドミウム／Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数gの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響（重度の骨軟化症）を及ぼす。

【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

【98%値】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

【光化学オキシダント／Ox】

光化学オキシダントは、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物（NO_x）と炭化水素（HC）から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

【さ行】

【シアン／CN】

シアンは青酸カリ（シアン化カリ／KCN）に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアン化カリ、シアン化ナトリウムといったシアン化合物として使われている。

【COD／化学的酸素要求量】(Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいくほど有機物による汚濁が大きいくことを示す。湖沼や海域における有機汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／NO₃-N、NO₂-N】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

【水素イオン濃度／pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。通常の河川水はpH7付近で、また海水ではpH8付近となっている。

【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ（標高）を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

【セレン／Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかだが、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

【全窒素／T-N】

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素(NH₄-N)、亜硝酸態窒素(NO₂-N)、硝酸態窒素(NO₃-N)に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化（閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。）の目安になる。

【全リン／T-P】

リン化合物全体のこと、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

【総水銀／T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀がメチル基(CH₃)、エチル基(C₂H₅)等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中樞神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

〔た行〕

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにCo-PCBを含めて”ダイオキシン類”と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン (TCDD) である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の中間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量 TEQ) が用いられている。

2,3,7,8-TCDDはベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を起し、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

【チウラム / $C_6H_{12}N_2S_4$ 】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間1~2℃の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

【窒素酸化物 / NO_x 】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素 (NO) の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素 (NO_2) となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与えたりする。

【デシベル / dB】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル (dB) は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

【テトラクロロエチレン / C_2Cl_4 】

⇒有機塩素化合物

【等価騒音レベル / L_{eq} 】

測定時間内における騒音レベル (dB) の総エネルギー平均値。

【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法でにおいて規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作業などが該当する。

【トリクロロエチレン／C₂HCl₃】

⇒有機塩素化合物

〔な行〕

【鉛／Pb】

古くから人類に利用されてきた金属のひとつで、現在でもその錆にくさ、加工のしやすさなどから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われている。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

【二酸化硫黄／SO₂】

⇒硫酸化物／SO_x

【二酸化窒素／NO₂】

⇒窒素酸化物／NO_x

〔は行〕

【BOD／生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

【PM_{2.5}／微小粒子状物質】

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる微小な粒子のことで、大気汚染物質の一つとされている。粒径10μm(0.01mm)以下のものをSPM(浮遊粒子状物質)といい、粒径2.5μm以下の微小な粒子をPM_{2.5}(微小粒子状物質)平成21年9月に新たに環境基準が設けた。人体への影響は呼吸器・循環器の疾患や肺がんなど健康への影響が心配されている。

【PCB／ポリ塩化ビフェニール】

天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱、酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用されてきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群の原因物質として知られる。

【非メタン炭化水素】

炭化水素は炭素と(C)と水素(H)からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素(NMHC)は、炭化水素(HC)から光化学反応速度が遅いメタン(CH₄)を除いたものをいう。

【ふっ素／F】

天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

【浮遊粒子状物質／SPM】(Suspended Particulate Matter)

すす、土ほこり、花粉など粒子状態で大気中に存在もののうち粒径が10μm(0.01mm)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

【ふん便性大腸菌群数】

大腸菌群のうち44.5℃で培養したときに検出される細菌数のことをいう。通常の大腸菌群数(培養温度:36℃)には、大腸菌以外に土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、ふん便性大腸菌群数はふん便由来の菌(大腸菌)の数とほぼみなすことができる。

【ベンゼン／C₆H₆】

揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使用されている人体への影響は白血病、再生不良貧血等があげられる。

【ほう素／B】

自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

〔や行〕

【有害大気汚染物質】

人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。NO_xやSO_xなどの大気汚染物質とは区別して用いられる。

【有機塩素化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗浄、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

【要請限度値】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

〔ら行〕

【六価クロム／Cr⁶⁺】

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものは酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。

<p>《平成31年4月1日号》</p> <p> 光化学スモッグ・PM2.5の情報に注意 〈光化学スモッグについて〉 光化学スモッグは日光と空気中の化学物質が反応して発生するため、紫外線が多いほど発生する確率が上がり、特に夏の風の弱い日に発生しやすくなります。2018年度は、湘南地域で光化学スモッグ注意報が1回発令されました。注意報が発令されたら以下のことにご注意ください。 ○外出は控え、過度な運動はなるべく避ける(マスクで覆ったとしても光化学スモッグは体内に入り込みます)○目・鼻・喉に刺激や痛みが生じたら、屋内に入り、うがいや洗顔をする○手足のしびれ・呼吸困難などの症状が出たら、室内で安静にし、医師の指示を受ける 〈PM2.5(微小粒子状物質)について〉 PM2.5は、工場や自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染物質の一つとされており、ぜんそくの原因にもなります。高濃度予報が発表されたら以下のことにご注意ください。 ○外出をできるだけ減らし、屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控える○屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にする○呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児・高齢者などは体調に注意 〈光化学スモッグ・PM2.5の情報発信〉 光化学スモッグ注意報(4月～10月)やPM2.5高濃度予報等の情報は県庁をご覧ください。注意報や高濃度予報等が発令された場合、市は防災行政用無線などでお知らせします。なお、光化学スモッグ情報に関するメール提供の登録については、県(環境科学センター)印をご参照ください。また県では、Yahoo!防災速報「自治体からの緊急情報」を活用した光化学スモッグ注意報等の情報の配信を2017年4月1日から行っています。 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p>《令和元年7月15日号》</p> <p> 川の生き物を調べよう～河川生物相調査 日時 8月7日(水)10時～16時(雨天時はビデオ上映) 場所 市役所分庁舎6階コミュニティホール他 講師 五十嵐誠さん(横浜国立大学附属鎌倉中学校教諭) 対象 小学3年生～中学3年生20人(申込制(先着)) 申込 7月16日(火)～31日(水)に☎で 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>
<p>《令和元年5月1日号》</p> <p> 市民参加の二酸化窒素測定 大気中の二酸化窒素を測定してみませんか 日時 測定日6月6日(水)・7日(金)、分析日6月13日(木) 場所 測定場所は原則自由。分析は市役所本庁舎2階えぼし1 申込 5月20日(月)～6月5日(水)に市役所環境保全課で測定器具を貸し出し ほか 分析のみの当日参加も可。分析に参加できない方は測定後に器具を持参。結果は郵送 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p>《令和元年10月15日号》</p> <p> LUKE'S LOBSTER×ジェイコム湘南・神奈川×茅ヶ崎市 BEACH CLEAN UP 2019 日時 10月27日(日)9時～10時30分(小雨決行・荒天中止) 場所 サザンビーチちがさき(青色ののぼり旗が目印) ほか 海岸清掃の参加者先着100人にロブスターロールまたは記念品を贈呈。雨天時の開催有無は市庁または☎で 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>
<p>《令和元年5月15日号》</p> <p> 海岸清掃にご参加ください 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎 日時 6月2日(日)7時～8時30分(小雨決行、荒天時は6月9日(日)に延期) 場所 茅ヶ崎海岸全域(次の各場所で受け付け。小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜中学校前信号下、柳島歩道橋下) ほか 軍手などの清掃用具を持参。ごみ袋のみ配布 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p>《令和元年11月15日号》</p> <p> 大気中の二酸化窒素を測定しよう 日時 測定日12月5日(木)・6日(金)、分析日12月12日(木)9時～ 場所 測定場所は原則自由。分析は市役所本庁舎えぼし1 申込 11月18日(月)～12月4日(水)に市役所環境保全課で測定器具を貸し出し ほか 分析のみの当日参加も可。分析に参加できない方は測定後に器具を持参。結果は郵送 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>
<p>《令和元年6月15日号》</p> <p>生活騒音防止のために～ちょっとした気遣い・気配りで、やさしい音環境へ ペットの鳴き声、夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音など、周りの人に迷惑をかけてはいませんか。日頃から騒音防止に配慮して、良好な近隣関係を作りましょう。問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	

《令和元年8月15日号》

美しい海岸を守ろう

海ごみが世界規模の問題に

鎌倉市由比ガ浜で昨年8月に打ち上げられたシロナガスクジラの赤ちゃんの胃の中からプラスチックごみが発見されたことを受け、県で「かながわプラごみゼロ宣言」が発表されるなど、海洋汚染が世界規模で深刻な問題になっています。

市では海岸のごみを減らすため、海岸清掃の実施や海岸利用者へのごみの持ち帰りを呼びかけています。美しい海岸を守るために、できることから始めてみませんか。

【環境保全課環境保全担当】



プラごみ問題が喫緊の課題

かながわ海岸美化財団によると、1年間に回収する海岸ごみの量は約2000t。この膨大なごみの約7割は、街で捨てられたタバコやプラスチック製品などが雨や風で川に流れ込み、海岸へ流れ着いたものです。

財団が行った調査では、海岸ごみの約400tはペットボトルやお菓子の包装などのプラスチック系のごみ(プラごみ)と推計されています。金属系やガラス系のごみが減少している一方で、プラごみは増加傾向にあり、海岸ごみの中心的存在となっています。漂着したプラごみは、紫外線や波の作用で拾えなくなるほど細かくなり、海岸や海洋の環境を悪化させ、生態系にも影響を及ぼします。

海岸のごみは、私たちの生活の身近なごみが原因となっています。海岸をきれいにするためにも、日頃の生活の中でごみを適切に処理しましょう。



財団が回収する海岸ごみのうち、人工ごみだけの組成を25年前と最近で比較したものの参考：かながわ海岸美化財団機関誌「Sclean」

かながわ海岸美化財団

横浜真市から瀬河原町までの自然海岸約150kmの清掃のほか、美化啓発イベントの開催、海岸清掃ボランティアへの支援などを行う日本で唯一の海岸美化を目的として設立された公益財団法人。



「ビーチクリーナー」というビーチクリーン専用の機械を使用して、大量に漂着したごみや流木などの巨大なごみを迅速に効率良く処理しています。

海岸清掃に参加しよう！

美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎

年2回、市民・事業者のみなさんと海岸清掃を行っています。きれいな茅ヶ崎海岸を維持するためにも、ぜひご参加ください。



日時 9月8日(印) 7時～8時30分

場所 茅ヶ崎海岸全域(受付場所は小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎駅前入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜中学校前信号下、榊島歩道橋下)

ほか 軍手などの清掃用具は持参。ごみ袋は受付で配布

共催 茅ヶ崎市まちづくり協議会連合会



6月の美化キャンペーンには2088人が参加



全7会場で5,341回収

LUKE'S LOBSTER×株式会社ジェイコム湘南・神奈川×茅ヶ崎市 BEACH CLEAN UP 2019

白プスターロールの専門店であるLUKE'S LOBSTER、株式会社ジェイコム湘南・神奈川と共催で海岸清掃イベントを開催します(内容は後日、市団をご確認ください)。






楽しみながら海岸をきれいにしましょう。

日時 10月27日(日) 9時～

場所 サザンビーチちがさき



85年はキャラクターも登場

<p>《令和元年12月1日号》</p>	<p>《令和2年1月1日号》</p>
<p> 薪ストーブの適切な使用を</p> <p>化石燃料を使用しないため、環境に優しい暖房として注目されている薪ストーブですが、煙や臭いをご近所トラブルの原因になることがあります。小まめに掃除・点検を行い、乾燥した薪を使うなどの配慮をお願いします。また、薪以外は燃やさないように注意してください。購入を検討している方は、煙突の位置や高さなど近隣住宅への気配りをお願いします。</p> <p>問合せ 環境保全課環境保全担当</p> <p> 屋外焼却行為(野焼き)に注意</p> <p>屋外焼却行為は、その煙が悪臭や大気汚染の原因となり、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。こうした焼却に対して、「体調が悪くなった」、「洗濯物に灰や臭いがついてしまう」、「火事になる危険を感じる」などの苦情が市に多数寄せられています。</p> <p>屋外焼却行為は、法律や条例で原則的に禁止されています。ごみは焼却せず、分別を行い、指定の曜日に指定された場所に出しましょう。住みよい地域環境作りにご協力をお願いします。</p> <p>問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p> 環境保全セミナー 「環境保全と生物多様性について(仮称)」</p> <p>日時 2月5日(水)14時30分～16時 場所 市役所分庁舎6階コミュニティホール 講師 大澤哲志さん(日本大学生物資源科学部教授) 定員 50人(申込制(先着)) 申込 1月6日(月)～31日(金) ほか 茅ヶ崎市・茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会主催</p> <p>問合せ 環境保全課環境保全担当</p> <p> 生活騒音防止のために～ちょっとした気遣い・気配りで、やさしい音環境へ</p> <p>ペットの鳴き声、夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音など、周りの人に迷惑をかけてはいませんか。日ごろから騒音防止に配慮して、良好な近隣関係を作りましょう。</p> <p>問合せ 環境保全課環境保全担当</p>
	<p>《令和2年2月15日号》</p>
	<p> きれいな川を保つために</p> <p>川が汚れる原因として、生活排水が挙げられます。川の水をきれいに保つために、次のことに注意しましょう。</p> <p>○使用済みの食用油は、資源物として出すか、紙などでふき取り、燃やせるごみへ出す○洗剤を使いすぎない○ごみや油などが、川や側溝へ流れ出ないようにする○浄化槽は定期的に法定検査、保守点検、清掃を実施する</p> <p>問合せ 環境保全課環境保全担当</p>

茅ヶ崎の環境

令和3年（2021年）1月発行（180部作成）

編集・発行 茅ヶ崎市環境部環境保全課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

携帯サイト
QRコード

TEL. 0467-82-1111（代表）

内線 1231～1233

FAX. 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。